

## 建設業に係る法令遵守講習会 次第

日時：平成29年11月14日（火）

午後1時30分から

場所：安曇野建設事務所 講堂

### 1 開会

### 2 主催者あいさつ

### 3 説明

(1) 建設産業の現状と最近の取組について

(2) 社会保険未加入対策における法定福利費について

(3) 長野県建設業協会における長野県契約条例の取組みについて

### 4 質疑

### 5 閉会

# 建設業法令遵守等について

平成29年 11月  
関東地方整備局建政部



11月1日~11月30日  
11月は建設業取引適正化推進月間です

主催 国土交通省、都道府県  
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

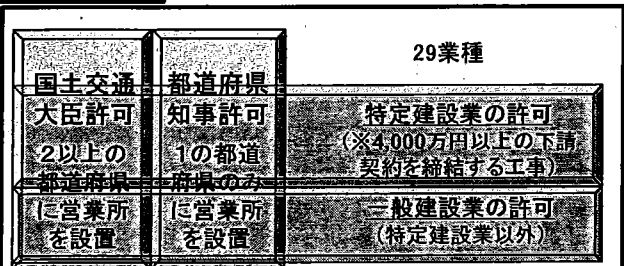
## 1. 許可制度と技術者制度等

# 建設業法(概要)

## 建設業法の概要

建設業の許可を要するもの

### 許可制度



### 許可の要件

**経營業務の管理責任者の設置**  
(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員を設置)

**営業所専任技術者の設置**  
(営業所ごとに一定の資格・経験を有する技術者等を設置)  
※営業所専任技術者は、工事現場の専任を要する主任技術者・監理技術者になれない。

その他、財産的要件を有していること等

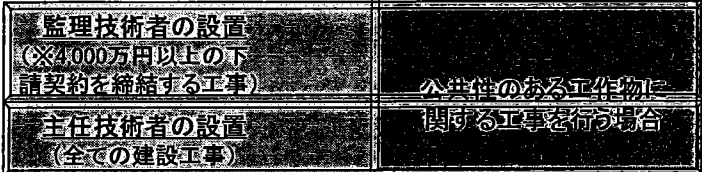
建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

※建築一式工事にあつては、1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事)

### 技術者制度

建設工事の適正な施工の確保



### 指導・監督



### 請負契約の適正化



### 経営事項審査制度



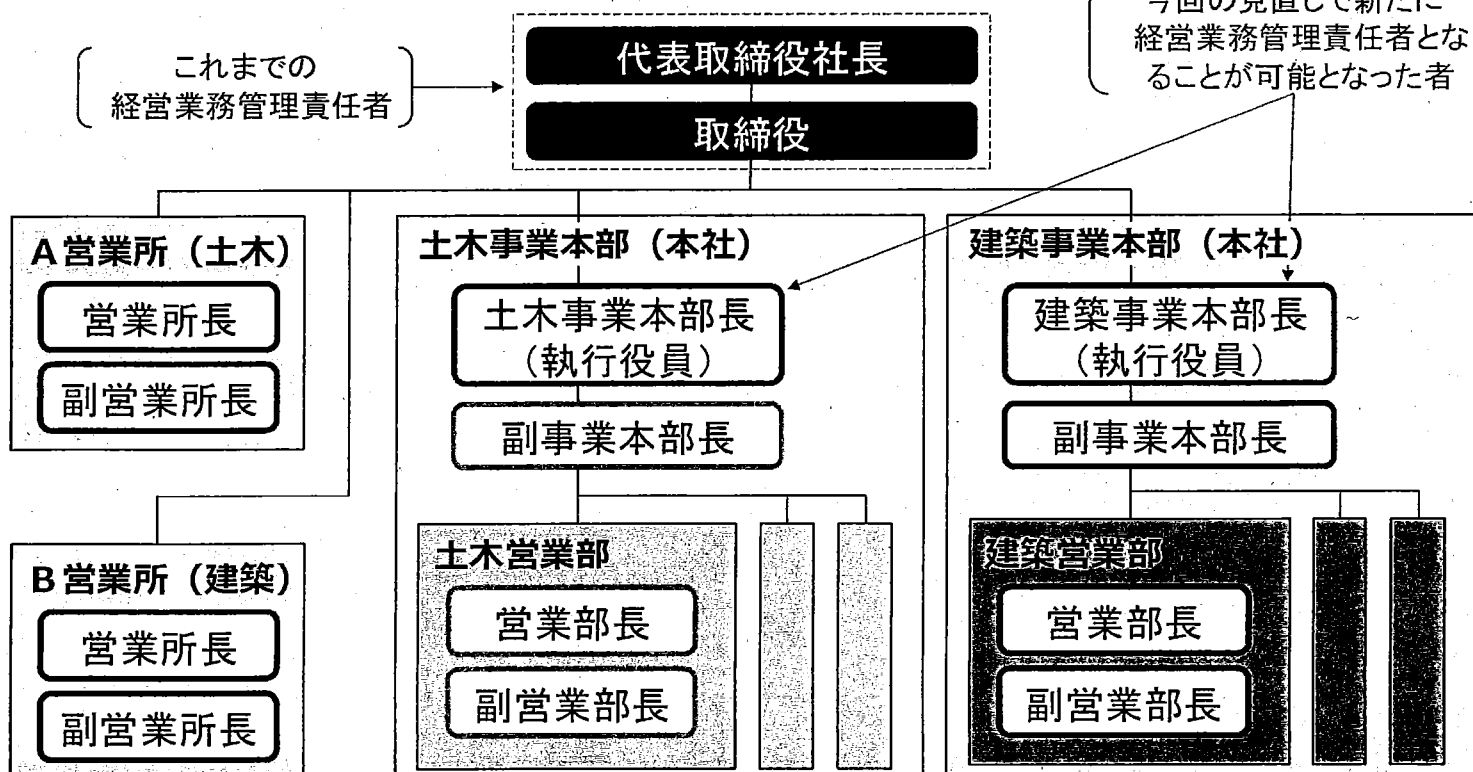
### 紛争の処理



## 経營業務管理責任者要件の見直しについて(平成28年6月より実施)

○ 今回の見直しにより、建設業許可に係る執行役員(例えば、事業本部長など)も経營業務管理責任者となることが可能となった。

(例:土木一式許可及び建築一式許可を受けている建設会社)



# 経営業務管理責任者要件の改正について（概要）

※平成29年6月30日申請受付分より適用。

- 建設業許可要件のひとつである経営業務管理責任者要件に関し、中小建設企業における世代交代が行われる中、より若い者も経営業務管理責任者要件を満たすために必要な経験年数をカウントできるよう、また、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」も踏まえ、以下の見直しを実施。

※ 改正対象：建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号）、国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成13年国総建第99号）及び建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）

## ① 経験として評価される立場の拡大

- これまで、経管要件を満たすために必要な経験年数としてカウントできる役職は、業務執行役員や取締役、執行役員、支店長、営業所長等に限られていたが、支店長次長や営業所次長など（支店長、営業所長等に次ぐ職制上の地位）を追加し、より幅広く経管要件の経験年数をカウントできるようにする。

## ② 他業種経験等の「7年」を「6年」に

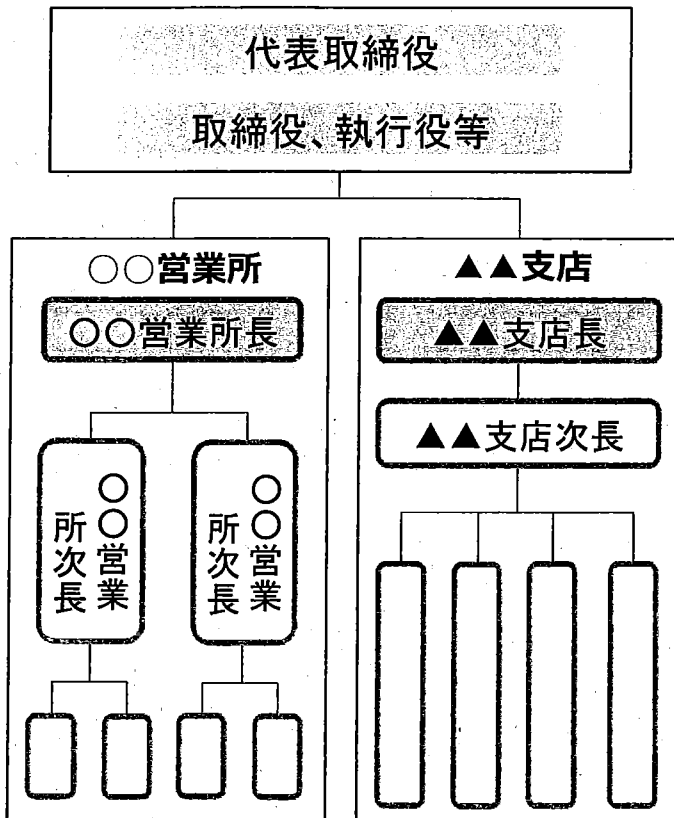
- 経管要件の経験のうち、他業種経験については、現在、7年以上要することとしているが、これを6年以上に短縮することとする。（他の7年以上要する経験についても、同様に6年以上とする）

※その他、他業種での執行役員経験についても経管要件の経験として追加することや、全ての種類の経験を合算評価できることとする改正をあわせて実施。

# 経営業務管理責任者要件の改正について（イメージ）

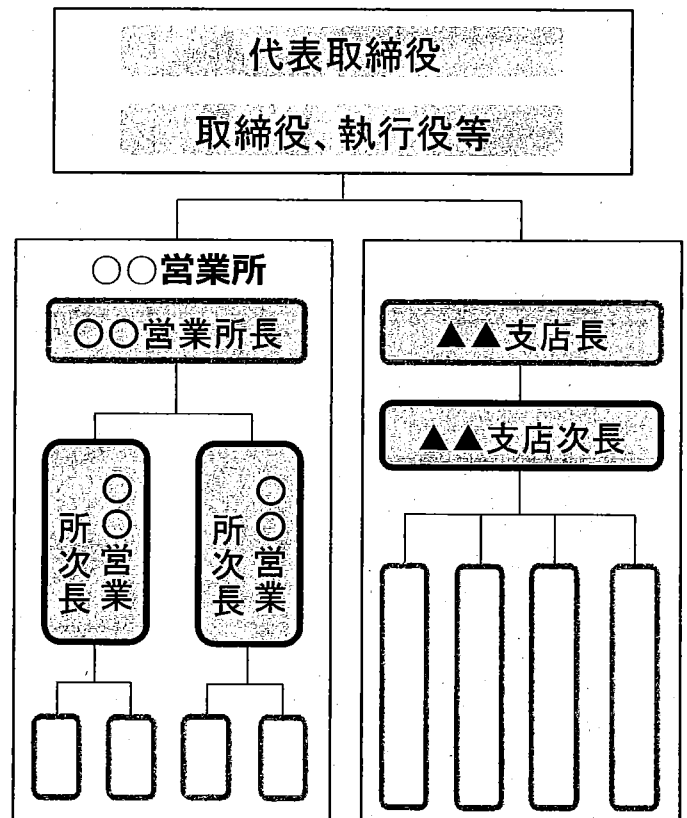
### <現行制度>

営業所長、支店長より上の役職の経験年数をカウント



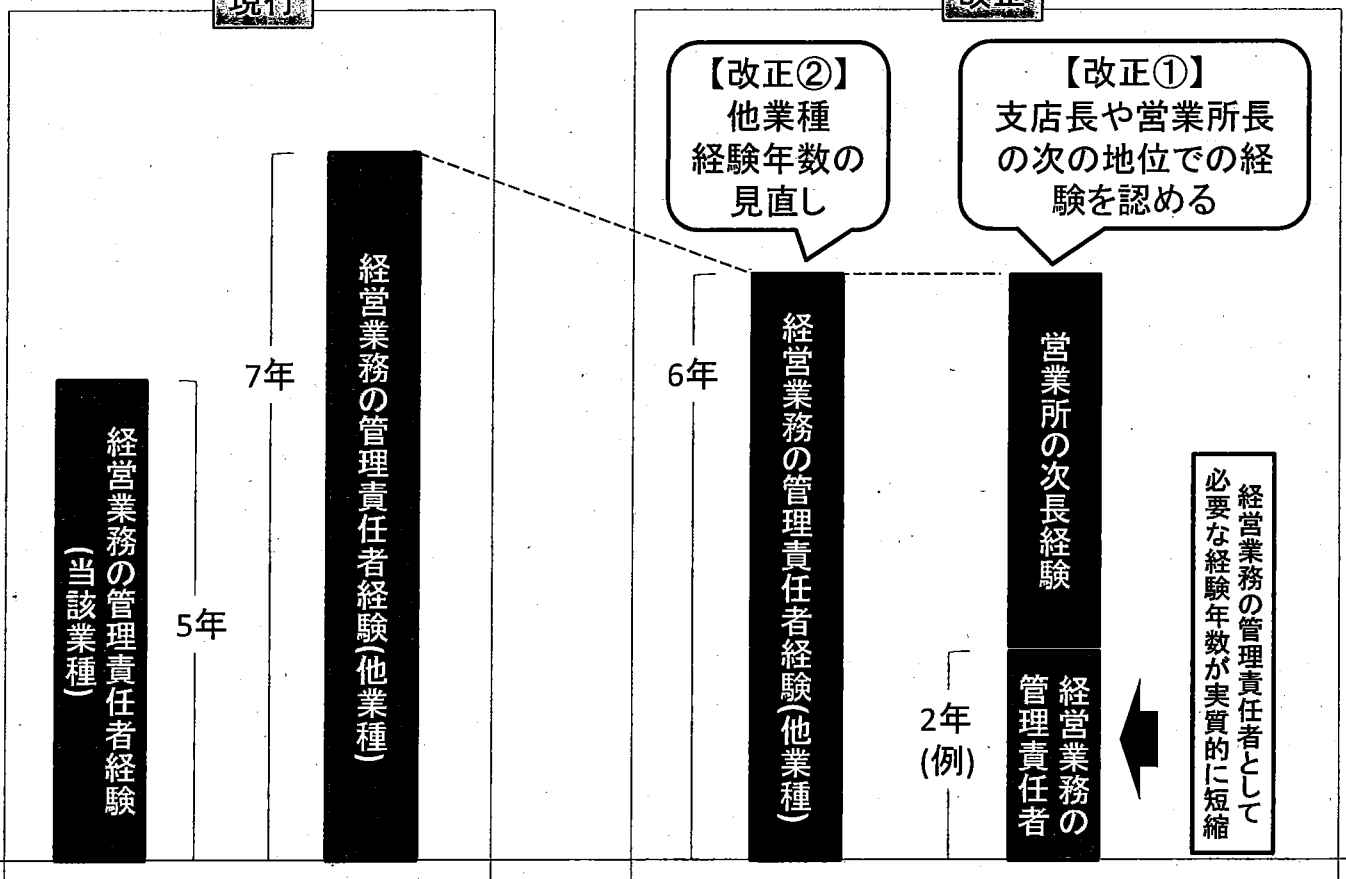
### <改正案>

より若い、次長クラスの経験年数もカウント



現行

改正



※その他、他業種での執行役員経験についても経管要件の経験として追加することや、全ての種類の経験を合算評価できることとする改正をあわせて実施。

## 技術者制度(工事現場に配置する技術者)

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要 (法第26条)

主任技術者



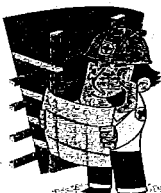
主任技術者

- ① 1級・2級の国家資格者
- ② 実務経験者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。  
※500万円未満の工事であっても、建設業者(許可業者)であれば、主任技術者の配置が必要である。

または

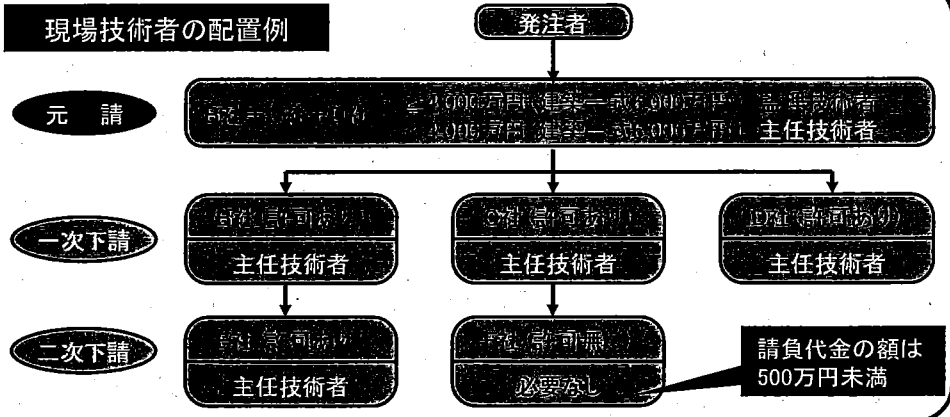
監理技術者



監理技術者

- ① 1級国家資格者 等

現場技術者の配置例



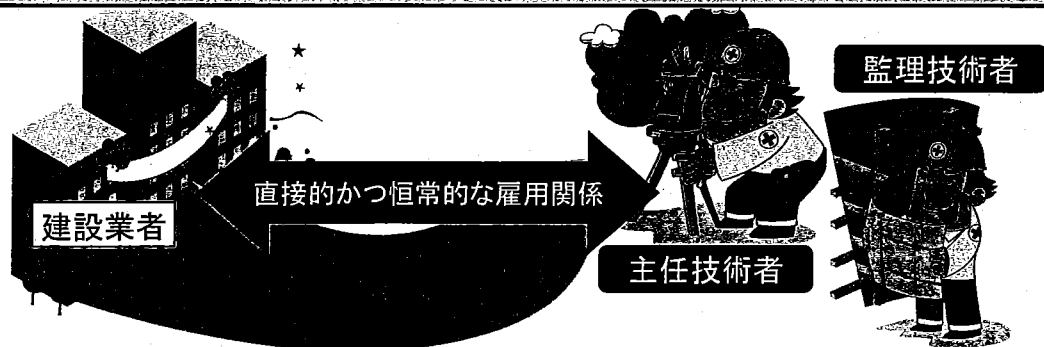
発注者から直接工事を請け負い(元請)、かつ、4,000万円(建築一式の場合は6,000万円)以上を下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければならない。

## ○雇用関係

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされている。したがって、以下のような技術者の配置は認められないことになっている。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣社員など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(一つの工事の期間のみの短期雇用)

(監理技術者制度運用マニュアル 五-四)



特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日)以前に当該建設業者と3か月以上の雇用関係にあることが必要。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要。

## 技術者制度(専任の監理・主任技術者が必要な工事)

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければならない。なお、工事現場ごとに置く専任の技術者の配置は、下請工事であっても必要である。(建設業法第26条第3項)

### ◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事◆

請負代金の額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の個人住宅を除くほとんどの工事  
※いわゆる民間工事も含まれる。

※「工事現場ごとに専任」とは、

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。したがって、「営業所の専任技術者」との兼任は、原則、できない。

### 工事現場ごとに置く専任の技術者

◆営業所の専任技術者との兼任不可

◆他の工事現場との兼任不可

### 【注意】

「営業所の専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意!!

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことが職務であるから、所属営業所に常勤していることが原則である。

例外的に、技術者の専任性が求められない工事であつて、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合には、兼務することができる(全ての要件を満たすことが必要)。

「監理技術者制度運用マニュアル」改正の概要

○ 基本問題小委員会の中とりまとめ（平成28年6月22日）において、建設業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること等が提言された。

⇒ この提言を受け、またこれまでの法令改正等を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適格な運用の徹底を図ります。

改正の概要

○元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務の明確化

【二一三 監理技術者等の職務】

・ 監理技術者等は、建設業法において、監理技術者、主任技術者の区別なく示されているが、元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務に大きく二分して整理し、明確化。

（監理技術者等の職務の例）

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認などの実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告

○大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う

技術者の配置の推奨

【二一三 監理技術者等の職務】

・ 大規模な工事現場等については、監理技術者に求める役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を補佐する他の技術者を同建設業者の中から配置することが望ましい旨を明記。

○工場製品における適宜合理的な方法での品質管理の必要を明記

【二一三 監理技術者等の職務】

・ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等については、主要な工程の立ち会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認など適宜合理的な方法による品質管理を行うことが必要である旨を明記。

○監理技術者等の専任期間における他の専任

【二一三 監理技術者等の専任期間】

・ 元請の監理技術者等について、工事を全面的に一時的に中止している期間に限り、発注者の承諾を得た上で、発注者が同一の他の工事の専任の監理技術者等として従事することができるように緩和。

・ また、下請の主任技術者についても、一定の条件下で発注者や元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事の専任の主任技術者として従事することができるように緩和。

○これまでの法令改正、発出済みの通知等に伴う見直し

元請：特定建設業者の責務

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。

（建設業法第24条の6）

なお、ここでいう下請業者とは、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象になります。

元請：特定建設業者の責務



①現場での法令遵守指導の実施



②下請業者の法令違反については、是正指導



③下請業者が是正しないときは、許可行政庁へ通報

指導すべき法令の規定

法律名	内容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1)建設業の許可(第3条) (2)請負契約の書面締結(第19条) (3)一括下請負の禁止(第22条) (4)下請代金の支払(第24条の3、第24条の5) (5)検査及び確認(第24条の4) (6)主任技術者及び監理技術者の配置等(第26条、第26条の2)
建築基準法	(1)違反建築の施工停止命令等(第9条第1項・第10項) (2)危害防止の技術基準等(第90条)
宅地造成法	(1)設計者の資格等(第9条) (2)宅地造成工事の防災措置等(第14条第2項・第3項・第4項)

法律名	内容
労働基準法	(1)強制労働等の禁止(第5条) (2)中間搾取の排除(第6条) (3)賃金の支払方法(第24条) (4)労働者の最低年齢(第56条) (5)年少者、女性の坑内労働の禁止(第63条、第64条の2) (6)安全衛生措置命令(第96条の2第2項、第96条の3第1項)
職業安定法	(1)労働者供給事業の禁止(第44条) (2)暴行等による職業紹介の禁止(第63条第1号、第65条第8号)
労働安全衛生法	(1)危険・健康障害の防止(第98条第1項)
労働者派遣法	(1)建設労働者の派遣の禁止

## 建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜き工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

「実質的に関与」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等)の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいう。

また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門工種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことをいう。

## 【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

### ●自社の技術者が下請工事の

- ①施工計画の作成      ②工程管理      ③出来高・品質管理
- ④完成検査            ⑤安全管理      ⑥下請業者への指導・監督

等について、主体的な役割を現場で果たしていることが必要

### ●発注者から工事を直接請け負った者については、加えて、

- ⑦発注者との協議      ⑧住民への説明      ⑨官公庁等への届出等
- ⑩近隣工事との調整

等について、主体的な役割を果たしていることが必要

# 工事の一括下請負(丸投げ)

「実質的に関与」とは、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的に元請・下請の役割については以下のとおりです。

### ①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

### ②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則) ○元請負人への施工報告
安全管理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導*
その他	○元請負人との協議* ○下請負人からの協議事項への判断・対応* ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる  
(注)\*は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

### 関係通達

- 一括下請負の禁止について(平成28年10月14日付国土建第275号)
- 一括下請負の禁止について(事例集等の送付)(平成28年10月14日付事務連絡)



# 建設業法で定める標識の掲示

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務付けている。(建設業法第40条)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可( )第 号		
許可年月日			

記載要領

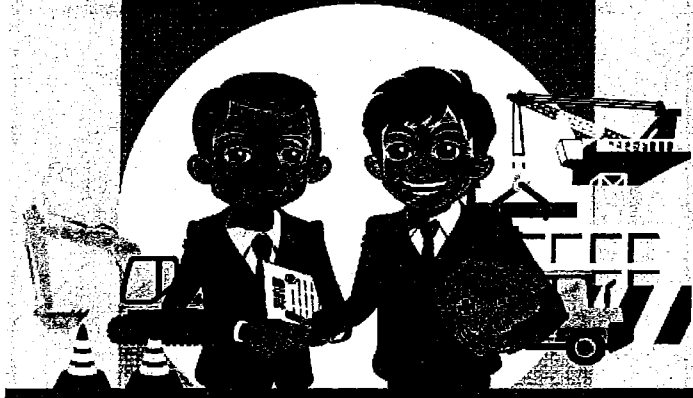
「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

記載要領

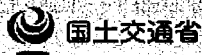
- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

## 2. 請負契約の適正化

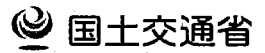
建設企業のための  
**適正取引**  
ハンドブック



取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点と  
目指すべき取引のあり方などをまとめています



建設企業のための適正取引ハンドブック(目次)

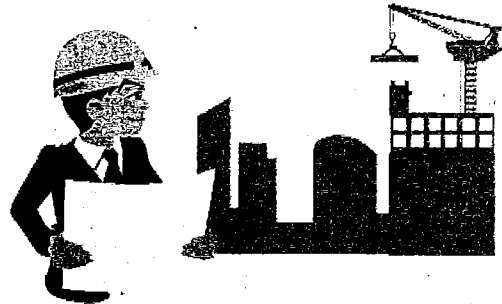


目次



**1章** このハンドブックの使い方

はじめに ..... ①



**2章** こんな取引条件に要注意!!

- ① 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか? ..... ②
- ② 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか? ..... ③
- ③ 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか? ..... ④
- ④ やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか? ..... ⑤
- ⑤ 支払期日が守られていますか? ..... ⑥
- ⑥ 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか? ..... ⑦
- ⑦ 割引困難な長期手形で支払われていませんか? ..... ⑧

**3章** 適正取引のためのノウハウ

- 取引条件を明確にしましょう ..... ⑨
- 取引内容を書面に残しましょう ..... ⑩
- 支払期日を把握しましょう ..... ⑪

**4章** 問い合わせ窓口等

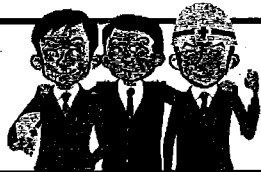
- 建設業法令遵守相談窓口、建設業法令違反通報窓口 ..... ⑫
- 請負契約に関するトラブル相談窓口、その他 ..... ⑬



はじめに

- 建設業は、地域のインフラの整備やメンテナンス、災害が発生した際には最前線で応急復旧作業にあたるなど、国民生活の安心・安全を確保するという、大きな使命・役割を求められている産業です。
- 建設工事は規模などに応じて、多くの建設業者が施工に関わることもあり、適正な施工を確保するためにも、施工に携わる全ての建設業者が健全な経営状況のもと、建設産業を支えていただくことが重要です。
- そのためには、建設工事の請負契約の当事者双方が建設業法や建設業法令遵守ガイドライン等で決められているルールを理解したうえで、契約手続きの各過程でそのルールが守られるよう、適正な取引を推進していく必要があります。
- 本ハンドブックは、下請負人へのしわ寄せの防止、また労働者への適切な賃金水準の確保などの観点からも、適正な取引環境を構築するうえで、守るべき主な取引のルールを確認するための手引きとして広くご活用ください。

みんなで守る  
適正取引!



みんなで守る適正取引②

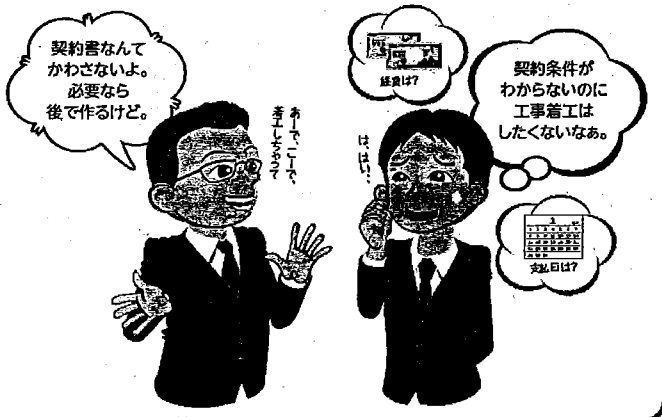
2 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか?

- 工事契約は着工前に書面で行う必要があり、口頭契約などの書面を交わさない契約及び工事着工後に契約書面を交付する行為は、建設業法違反になります。
- 契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載することが必要であり、必要事項を満たさない契約書面を交付した場合は、建設業法違反になります。

チェックポイント

- 工事着工前に契約を書面で交わしていますか。
- 書面で交わされた契約内容は具体的な内容となっていますか。

要注意



●●●こんな取引を目指しませんか?●●●

- 建設業法で定められた必要事項も含め、元請企業と下請企業の間で合意された事項を記載した契約書面を工事着工前に交わしましょう。
- 契約内容を変更する場合、工事内容、工期、請負代金額の精算方法などを確定し、変更契約内容を記載した書面を改めて交わしましょう

1 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか?

- 見積条件の提示にあたって、元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しない場合は建設業法違反になるおそれがあります。
- 元請負人が下請負人の見積りを行うために必要な一定の期間を設けなかった場合は建設業法違反になります。

チェックポイント

- 元請企業より工事内容、工事着手及び工事完成の時期、支払時期及び方法等が提示されていますか。
- 工事1件の予定価格の金額に応じた見積り期間が設けられていますか。

要注意



●●●こんな取引を目指しませんか?●●●

- 具体的な施工条件や業務分担を明確にするために書面による見積り条件の提示と見積り内容について協議する期間を十分に取れていることを確認しましょう。
- 適切な水準の賃金を確保できるような労務単価や市場価格を参考にした材料費など、適切な工事価格の見積りとなっていることを確認しましょう

3 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか?

- 元請負人が下請負人と十分な協議をせず、又は協議に応じず、一方的に請負代金の額を決定し、契約を締結させた場合は、建設業法違反になるおそれがあります。
- 元請負人が地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない請負代金で下請負人と契約した場合は、建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- 協議することなく一方的に提示された請負代金で契約をしていませんか。
- 通常必要と認められる原価に満たないような請負代金の契約となっていますか。

要注意



●●●こんな取引を目指しませんか?●●●

- 施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的な請負代金となるように協議のうえ契約合意しましょう。
- 建設企業が義務的に負担しなければならない法定福利費や労働災害防止対策に要する経費などを見積書において内訳明示したうえで、それらの経費を尊重した請負代金であることを確認のうえ契約合意しましょう。

## みんなで守る適正取引③

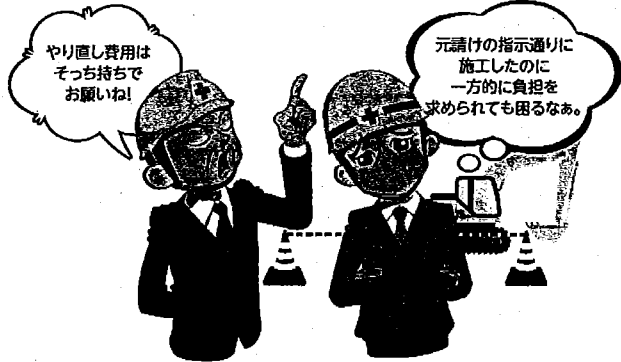
### 4 やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか？

- やり直し工事となった責任や費用負担を明確にしないまま、元請負人が下請負人に費用を一方的に負担させた場合は、建設業法違反になるおそれがあります。
- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにも関わらず、元請負人が下請負人にやり直し工事の費用を一方的に負担させた場合は、建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- ☑ やり直し工事が発生した場合の責任や費用負担について、契約書面において明示されていますか。
- ☑ やり直し工事について、下請負人の責めに帰すべき理由がないにも関わらず、一方的に費用負担を求められていませんか？

要注意



#### ●●●こんな取引を目指しませんか？●●●

- 予めやり直し工事が発生した場合の取り決めについて協議しておき、合意した内容を責任関係が明確となるように契約書面へ記載しましょう。
- やり直し工事の原因や発生経緯を整理して、やり直しに必要な費用について元請と下請間で協議したうえで、必要に応じて契約変更をしましょう。

## みんなで守る適正取引④

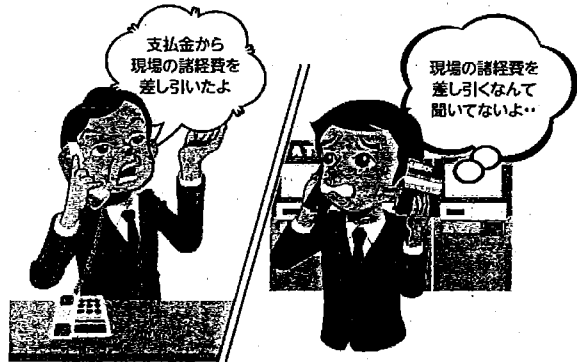
### 6 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか？

- 見積条件や契約書において差引額に関する事項を明示しなかった場合は建設業法違反になるおそれがあります。
- 双方の協議・合意がなく、元請負人が一方的に根拠不明確な諸費用を差し引いたり、実費より過大な費用を差し引いた場合は建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- ☑ 見積条件や契約書面に差引額について明らかになっていることを確認したうえで、お互いが協議・合意をしていますか
- ☑ 請負代金から一方的に、根拠が不明確な諸費用を差し引かれたり、過大な費用が差し引かれたりしていませんか？

要注意



#### ●●●こんな取引を目指しませんか？●●●

- 工事で生じた残材の処理費、現場の清掃費、安全協力費などの費用負担の分担を明確にし、請負代金から差し引く事項を書面で確認して協議しましょう。
- 差引額についての透明性が確保されるよう、算定根拠や用途等を明らかにして、双方合意のうえで請負代金から差し引くようにしましょう。

### 5 支払期日が守られていますか？

- 工事目的物が完成引渡し後に、正当な理由がなく、長期間にわたり保留金として工事代金の一部を支払わない場合は、建設業法違反になるおそれがあります。
- 元請負人が注文者から支払いを受けた日から1月以内、又は下請負人の引渡し申出日から50日以内のどちらか早い方で下請代金を支払わない場合は、建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- ☑ 工事完成・引渡し後、保留金のない支払いがされていますか。
- ☑ 支払期日は、元請負人が注文者より支払を受けてから1月以内、又は引渡し申し出から50日以内となっていますか。

要注意



#### ●●●こんな取引を目指しませんか？●●●

- 工事完成・引渡し後、請負代金の支払いを留保することなく、建設業法で定められた支払期限内に支払期日が設定されていることを確認しましょう。
- 請負代金の支払いは、請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短くし、早い時期に支払われるように協議しましょう。

### 7 割引困難な長期手形で支払されていませんか？

- 手形期間が120日を超える長期手形を交付した場合、割引困難な手形と認められる場合があり、建設業法違反になるおそれがあります。
- 手形を交付する場合には、現金化にかかる割引料等のコストについて下請負人の負担とすることがないよう、十分な協議が必要です。

チェックポイント

- ☑ 手形期間が120日以内となっていますか。
- ☑ 割引料等のコストが下請負人の負担となっていないですか。

要注意



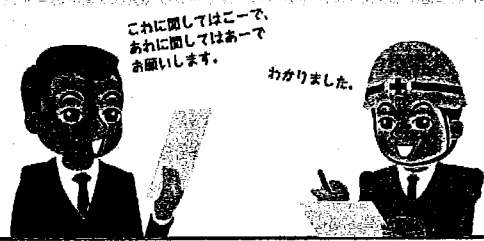
#### ●●●こんな取引を目指しませんか？●●●

- 手形期間は120日以内で、できる限り短い期間内として、割引料等のコストを下請が一方的に負担することのないように協議をしましょう。
- 下請代金はできる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合でも、少なくとも労務費相当分は現金払いとするように協議をしましょう。

# みんなで守る適正取引⑤

## 取引条件を明確にしましょう

建設工事の請負契約締結にあたって事後のトラブルを回避するためには、見積りの段階において、取引条件を当事者間で明確にし、しっかりと協議することが重要です。



## 見積のルール

### 見積条件の提示に必要な事項

▶▶ 見積条件を提示する際は、以下の13の項目を示す必要があります。

- ① 工事内容
- ② 着手及び完工の時期
- ③ 請負代金支払の時期及び方法
- ④ 当事者の申し出があった場合における工期の変更又は損害の負担及びそれらの算定方法
- ⑤ 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- ⑥ 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑦ 第三者損害の賠償金の負担
- ⑧ 貸与資材等の内容及び方法
- ⑨ 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑩ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑪ 工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する内容
- ⑫ 履行遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑬ 契約に関する紛争の解決方法

### 見積りに必要な期間

▶▶ 工事1件の予定価格に応じた見積期間を設定しなければなりません。

- ① 500万円未満 ..... 中1日以上
- ② 500万円以上5,000万円未満 ..... 中10日以上
- ③ 5,000万円以上 ..... 中15日以上

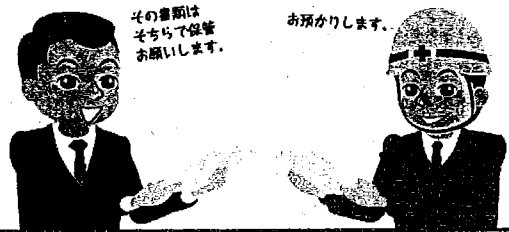
### 法定福利費や安全経費を明確に計上

健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料のうち建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費や労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、見積書にその経費を明示しておく必要があります。

# みんなで守る適正取引⑥

## 取引内容を書面に残しましょう

契約当事者の間で合意された取引条件を着実に実行するためには、書面に合意事項を記載し、相互に交付して保存しておくことが重要です。

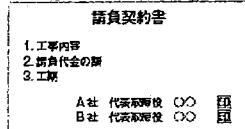


## 契約のルール

### 契約に必要な事項

▶▶ 次の14項目が契約書に必要な項目です。

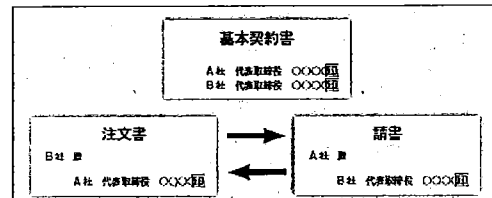
- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 着手及び完工の時期
- ④ 請負代金支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の申し出があった場合における工期の変更又は損害の負担及びそれらの算定方法
- ⑥ 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- ⑦ 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 第三者損害の賠償金の負担
- ⑨ 貸与資材等の内容及び方法
- ⑩ 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する内容
- ⑬ 履行遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法



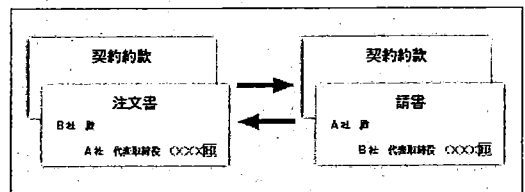
### 契約書面の締結方法

契約書の交付の他、注文書及び請書による相互交付も認められますが、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

○ 基本契約書 + 注文書・請書



○ 契約約款 + 注文書・請書



支払期日を把握しましょう

契約内容を履行した対価として、契約において合意された請負代金の支払が確実に実行されるよう、建設業法で定められた支払期日を把握することが重要です。

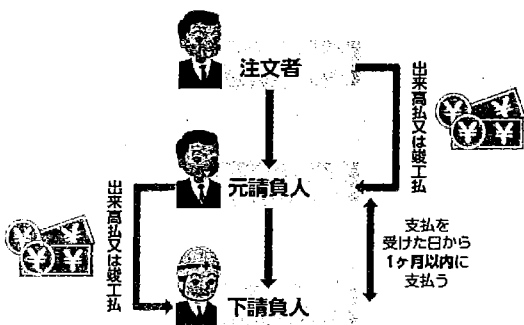


支払のルール

出来高に応じた支払

【建設業法第24条の3】

元請負人が注文者から出来高払又は竣工払を受けたときは、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払う必要があります。



「特定建設業者の元請負人」と「資本金4,000万円未満の一般建設業者の下請負人」の取引における支払

【建設業法第24条の5】

元請負人は下請負人から工事目的物の引渡しの申出があった日から起算して、50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払う必要があります。

※特定建設業者が注文者から代金を受取っている場合

- ① 注文者から支払を受けた日から1ヶ月以内
  - ② 引渡し申出日から50日以内
- ①か②のどちらか早い方で支払う必要があります

下請代金の支払いにおいて手形期間が120日を超える、割引困難であると認められるおそれのある長期手形を交付してはけません。



国土交通省各種相談窓口等

国土交通省では以下の各種相談窓口等を設けております

建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付けます!

TEL 0570-004976  
E-mail:hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001181724.pdf>



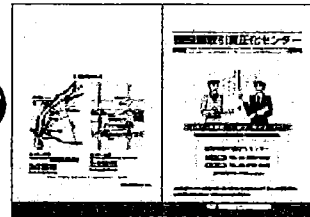
建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内

建設業取引適正化センター

トラブルを解決して、健全な取引をしよう!

センター 東京 TEL 03-3239-5095  
FAX 03-3239-5125  
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター 大阪 TEL 06-6767-3939  
FAX 06-6767-5252  
E-mail:osaka@tekitori.or.jp



【受付時間】 9:30～17:00 (土日、祝日を除く)

元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

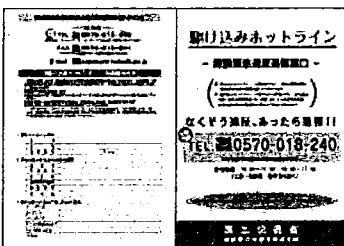
駆け込みホットライン

建設業法令違反反応窓口

TEL 0570-018-240  
FAX 0570-018-241  
E-mail:kakekomi-hl@mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

● 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じて立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



<http://www.mlit.go.jp/common/000033119.pdf>

建設業法に関するお問い合わせ等は、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご活用下さい

各許可行政庁の連絡先は以下の URL で確認できます。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000088.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html)

建設業法及び各種ガイドラインのご確認は国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン

# 建設業法令遵守ガイドラインの概要

## I ガイドラインの概要

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人との請負契約の際に守らなくてはならない以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示しています。

また、法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えているほか、関係法令についても解説しています。

- |                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| 1. 見積条件の提示           | 7. 赤伝処理                         |
| 2. 書面による契約締結         | 8. 工期                           |
| 2-1. 当初契約            | 9. 支払保留                         |
| 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約 | 10. 長期手形                        |
| 2-3. 工期変更に伴う変更契約     | 11. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存      |
| 3. 不当に低い発注金額         | 12. 関係法令                        |
| 4. 指値発注              | 12-1. 独占禁止法との関係                 |
| 5. 不当な使用資材等の購入強制     | 12-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）          |
| 6. やり直し工事            | 12-3. 労働災害防止対策                  |
|                      | 12-4. 下請代金の支払手段（H29.3 改訂により、追加） |

※本文は、国土交通省HP( [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html) )に掲載しています。

## II ガイドラインの活用

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人がそれぞれ対等な立場で建設工事の適正な取引を実現させることを目的に作成されています。建設業者の皆様は、自社の法令遵守に関する会議や研修等においてご活用いただくとともに、協力会社等に対する積極的な周知・啓発をお願いします。

# 建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

## 背景

### ○下請代金の支払手段に係る動き

平成28年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準等が改正され、下請代金の支払手段について見直し。

### ○立入検査における違反事例の摘出

## 改正概要

改訂【平成29年3月29日 建設業法法令遵守ガイドライン(第5版)元請人と下請負人の関係に係る留意点】

### ○下請代金の支払手段について項目を追加

下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえ、下請代金の支払手段に係る項目を追加し、下記内容について明記。

- ① 下請代金はできる限り現金払い
- ② 手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議
- ③ 手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

### ○違反行為事例の充実

立入検査で多く見られる違反（のおそれのある）行為事例を追加。

#### (例)①書面による契約締結

納期が数ヶ月先の契約を締結し、既に契約金額が確定しているにもかかわらず、実際の納入時期における資材価格の下落を踏まえ、下請負人と変更契約を締結することなく、元請負人の一方的な都合により、取り決めた代金を減額した場合

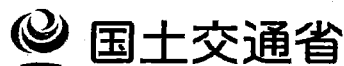
#### ②不当に低い請負代金

下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結した場合

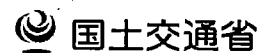
#### ③支払保留・支払遅延

元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を支払を受けた日から1月以内に支払わない場合

## 3. 建設業法令遵守推進本部の活動等



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



### 平成29年度「関東地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動内容

#### 1. 平成29年度の重点事項

- (1) 建設業法令遵守ガイドライン（平成29年3月改訂）等の周知・徹底
- (2) 建設業における更なる社会保険加入対策の推進

#### 2. 主な活動内容

- (1) 駆け込みホットライン（建設業法違反通報窓口）の運営
- (2) 建設業フォローアップ相談ダイアル運営
- (3) 立入検査の実施
  - ・「駆け込みホットライン」への通報内容、「建設業フォローアップ相談ダイアル」への相談内容、「下請取引等実態調査」の結果、過去の建設業法違反での処分
  - ・報告等の有無及び違反行為の可能性の高い建設業者を対象に実施。
  - ・下請業者に対する支払代金の一部保留等の確認。
  - ・法定福利費を内訳明示した「標準見積書」等の活用状況、法定福利費を尊重した適正な契約締結及び支払の確認及び周知徹底。
  - ・監理技術者、主任技術者、営業所専任技術者の適正な配置及び施工体制台帳・施工体系図の整備の徹底。
  - ・営業所の適正な設置の確認（名ばかり営業所の是正）
  - ・安全衛生経費の確保の確認
  - ・行き過ぎた重層化（四次下請以上）の指摘及び必要性の確認
- (4) 建設業取引適正推進月間（11月）における関係機関（都県と関係省庁等）と一部の連携強化に努め、立入検査や建設業法令遵守に関する広報等の実施。
- (5) 警察部局との連携を密にした暴力団及び暴力団関係者の排除について、許可申請者の役員、顧問、相談役及び100分の5以上の株主等支配力を有する者の確認。



**1. 推進本部に寄せられた通報件数**

- 駆け込みホットライン（建設業法令違反通報窓口）へ電話もしくはFAXで寄せられた通報件数は、671件（前年度600件）。
- 主な通報内容（上位3項目）
  - ①請負代金の支払いに関すること
    - ・ 通報者は、2次下請。「1次下請の●●建設（株）から工事代金の支払がない（口頭契約）。」
    - ・ 通報者は、2次下請。「1次下請の（株）●●建設から増額分の金額を払って貰えない。増額分についての契約書面は取り交わしておらず、1次の言い分は「元請から増額分を貰えていないので支払えない」とのこと。
  - ②社会保険の加入対策に関すること
  - ③建設業法令違反の疑義に関すること
    - ・ 国土交通大臣許可業者の●●建設（株）が、無許可業者と500万円以上の下請契約を締結した。
    - ・ 国土交通大臣許可業者の（株）●●建設が建設現場に建設業許可票を掲示していない。
    - ・ 注文書、請書という形で契約しているが、建設業法第19条第1項5, 6, 7, 8, 10, 13, 14号が記載されていない。

**3. 監督処分・勧告の実施概要**

- ①営業停止 . . . 18件（9件）【参考】<全国>32件（22件）  
 主な処分事由 . . . 独占禁止法違反、労働基準法違反、粗雑工事及び虚偽申請等
- ②指 示 . . . 2件（5件）【参考】<全国> 8件（10件）  
 主な処分事由 . . . 労働安全衛生法違反
- ③勧 告 . . . 38件（53件）【参考】<全国>184件（261件）  
 主な処分事由 . . . 下請契約の締結に関する事、下請代金の支払いに関する事、追加・変更契約に関する事  
 ※（ ）は平成27年度の実施件数

## 4. 社会保険加入促進対策の状況

# 建設業における社会保険加入対策の概要

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

## これまでの主な取組

### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5～)
  - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
  - ・実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
  - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

### 2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7～)
  - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
  - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
  - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
  - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

### 3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
  - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
  - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
  - ・加入企業への限定を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

### 4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
  - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
  - ・遅くとも平成29年度以降は、
    - ①未加入企業を下請企業に選定しない
    - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない
 との取扱いとすべき

### 5. 法定福利費の確保

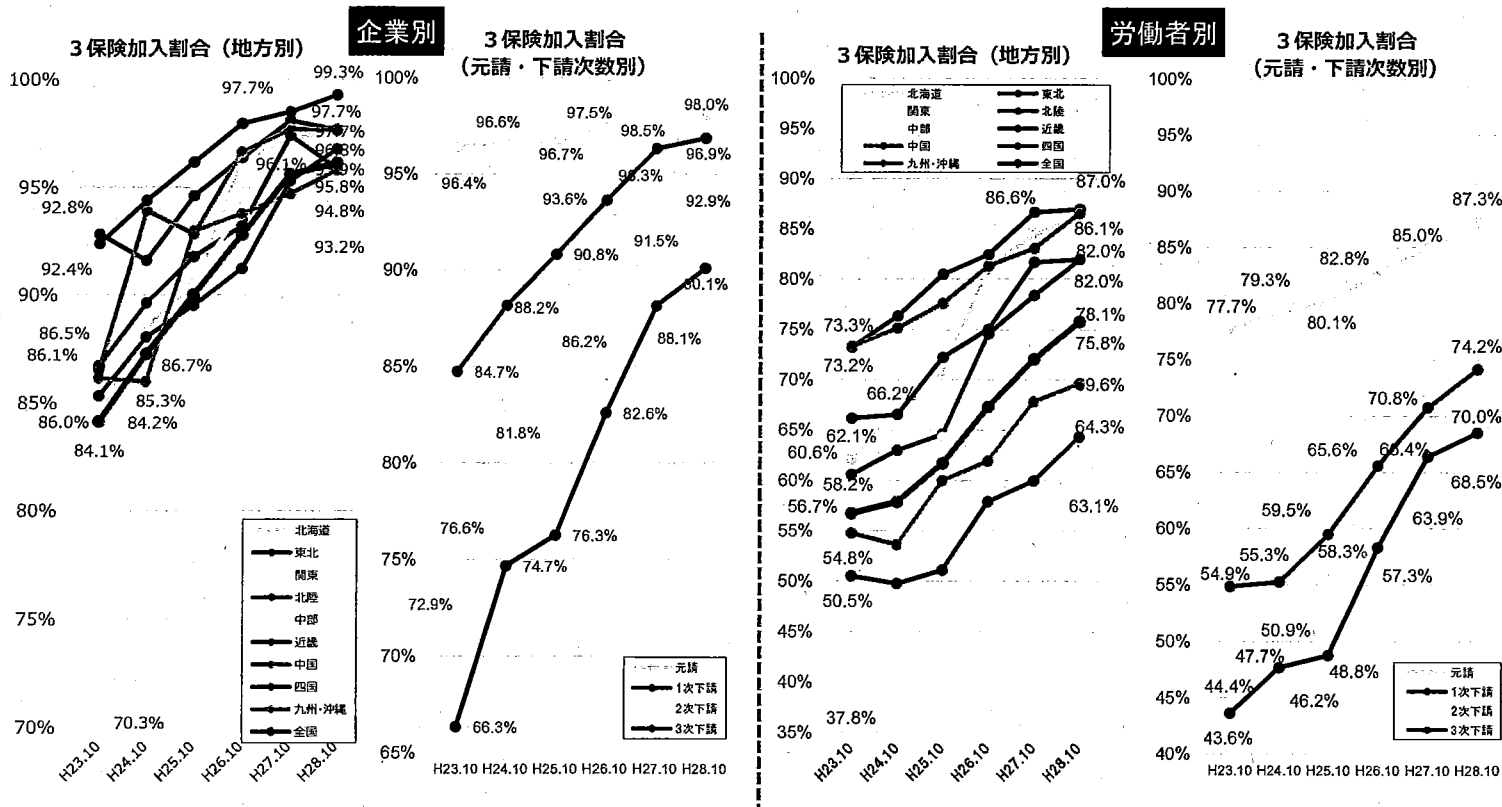
- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
  - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
  - ・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
  - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
  - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

### 6. 相談体制の充実

- 相談体制の充実
  - ・都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

## 社会保険加入状況の推移 (地方別、元請・下請次数別)

- 公共事業労務費調査(H23.10調査、H24.10調査、H25.10調査、H26.10調査、H27.10調査、H28.10調査)における3保険加入状況を見ると、**全体的には加入割合は上昇傾向。**
- 一方で、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向。
- 企業別では、関東と他地方との差が小さくなった。



## 1. 追加的な対策の実施

5年間の社会保険未加入対策の取組の目標年次となる平成29年度は、以下の対策を順次、検討・実施するとともに、状況に応じて追加的な措置を講じる

### ① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

- 地方公共団体発注工事を社会保険加入企業に限定する取組の推進
  - H29.5.29 社会保険加入対策に関する諸道県建設業審議会
  - H29.6.15 総務省・国土交通省による入札通知添付
  - H29.6.29 国土交通省直轄工事の社会保険未加入対策についての説明会
- 地方公共団体発注工事の積算における、法定福利費の計上状況を  
フォローアップ
  - 入札法に基づき積算が所定
- 公共標準約款を改正し、元請に対し、下請を社会保険加入企業に限定する旨規定 →H29.7.25 中央建設業審議会の報告、改正

### ② 民間発注工事における対策

- 標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に  
法定福利費を追加 →H29.7.25 中央建設業審議会の報告、改正
- 工事を受注する際は施工を社会保険加入企業に限定する誓約書の活用

### ③ 社会保険未加入企業への対策の強化

- 建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化
- 企業情報検索システムにおいて、許可業者の社会保険加入状況を「見える化」の実施
- 経営事項審査における社会保険未加入企業に対する減点の高与の強化 →H29.7.25 中央建設業審議会にて動議案を採、H30.4以降で準備

### ④ 地域における優良な取組の推進

- 都道府県ごとに、地域の特性に合わせた社会保険の加入を推進する  
会館を設置し、地域における社会保険加入に係るきめ細かな取組を  
定着させる →H29.11.20 国土交通省 建設業社会保険加入推進地域会、発足

### ⑤ 周知・啓発等の充実

- 社会保険に関する相談窓口の充実、パンフレット、マニュアル等の充実
- 一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められる場合  
についての確認項目の整理

○関東地方整備局では、昨年度（H28）に引き続き、アンケート調査及び立入検査を通じて加入促進に取り組む予定  
立入検査実績 H28年度 83社  
H29年度 約100社を予定

## 2. 実態の把握

社会保険加入状況等の実態把握を行い、5年間の社会保険未加入対策で講じてきた施策の有効性等を検証するとともに、実態に応じた効果的な対策について検討する

## 標準請負契約約款の概要

標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

### 種類

#### ① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約  
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

#### ② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

#### ③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

#### ④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

## 現状

- 国土交通省直轄工事においては、平成29年4月以降、2次以下を含めた全ての下請企業を対象に、社会保険加入業者に限定する対策を実施しているところ（防衛省、農林水産省においても同様の措置）。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の回体に留まっている状況。

### ① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

（出典）入札契約適正化法に基づく実態調査

	実施している （定期的競争参加資格審査等で確認）		実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	17	15	2	4
都道府県	45	38	2	9
市区町村	840	611	901	1130

### ② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、1次下請まで加入企業に限定（2次下請以降の限定も含む）		下請業者へのその他の対策を実施（未加入業者の通報を含む）		対策を実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	6	5	6	3	7	11
都道府県	9	2	31	19	7	26
市区町村	137	90	824	54	780	1597

## 改正の方向性（案）

- 公共約款において、元請企業に対し、当該工事の下請（二次以降を含む）を社会保険加入企業に限定する規定を新設。ただし、地方公共団体の実情に配慮し、選択して条文を採用できるような措置。

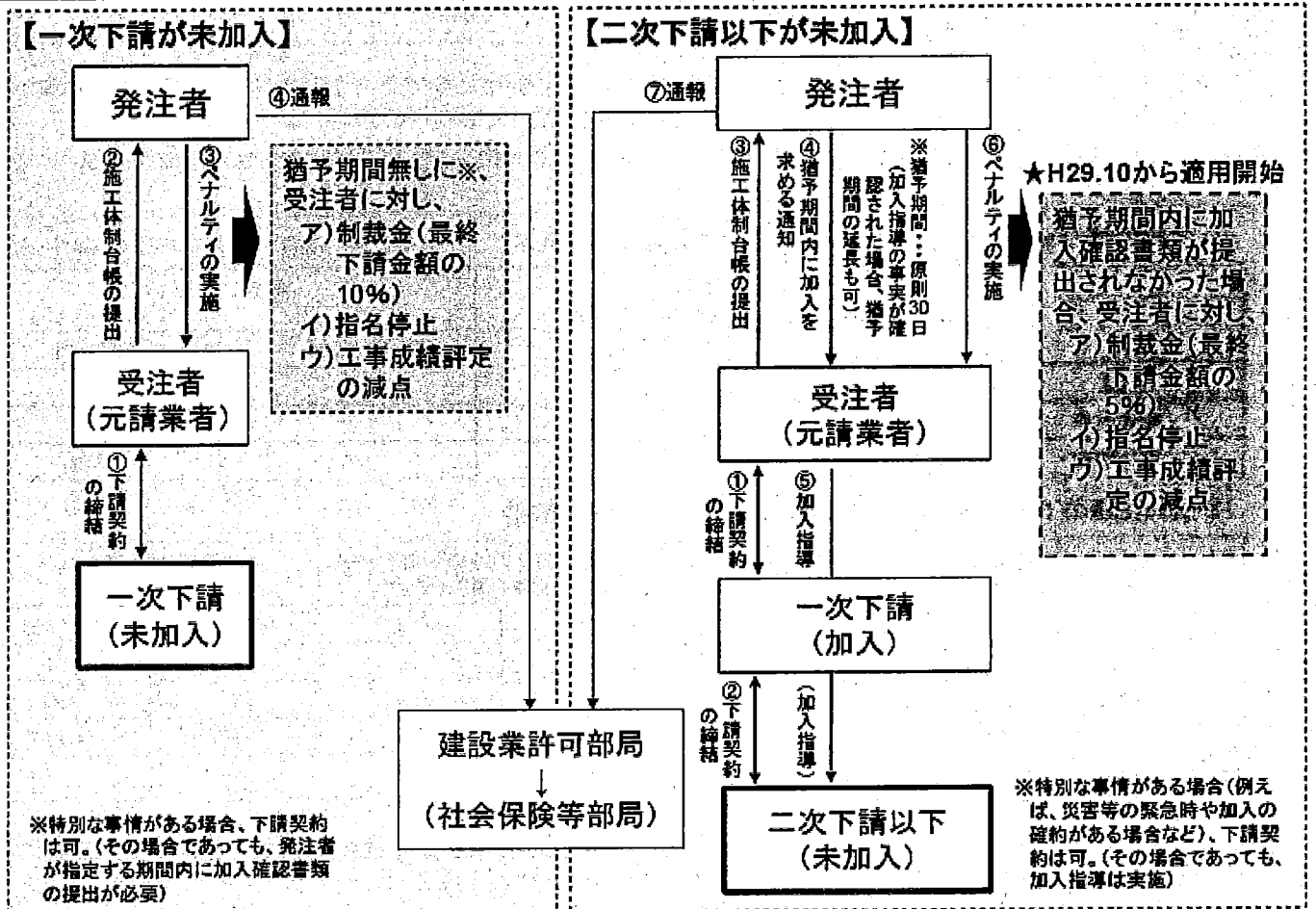
# 下請企業を含めた社会保険加入企業への限定②（条文案）

## 選択肢①： 二次以下を含めた全ての下請企業を、社会保険加入企業に限定

- 第七条の二（A） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
  - 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
  - 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出
2. 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人として認めることができる。
- 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
    - 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
    - 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出したとき
  - 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
    - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
    - 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から〇日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 注 〇の部分には、たとえば、三十と記入する。
- 3（a） 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約金として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額
  - 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額
- 3（b） 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約金として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 注 「十分の〇」の〇の部分には、たとえば、一と記入する。「百分の〇」の〇の部分には、たとえば、五と記入する。  
（A）は全ての下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。  
違約金を課す場合は、（a）又は（b）を選択して使用し、課さない場合は、第三項を削除する。

## 選択肢②： 一次下請を、社会保険加入企業に限定する規定

- 第七条の二（B） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。
- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
  - 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
  - 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出
2. 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方として認めることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。
3. 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約金として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 注 〇の部分には、例えば一と記入する。  
（B）は下請契約の相手方のみを社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。違約金を課さない場合は、第三項を削除する。



38  
58

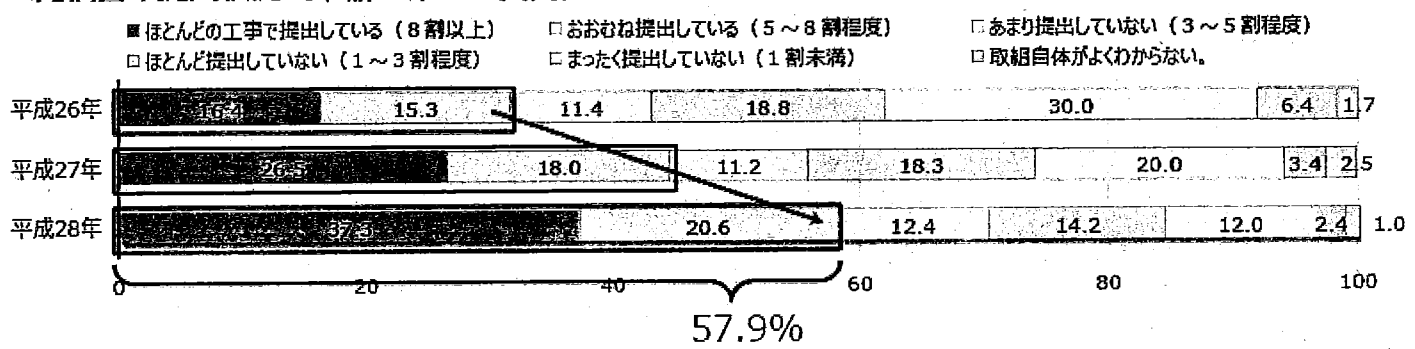
## 請負代金内訳書における法定福利費の明示

### 現状

- 元請-下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国土交通省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

### <見積書の提出状況 (下請企業への質問)>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査 (平成28年調査: 回答数約3100件)



### 改正の方向性 (案)

- 標準約款 (公共/民間/下請) において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

[条文案] (民間約款・甲) ※赤字部分を新設

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。  
 2. 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

## 改正の背景・目的

○ 経営事項審査においては、これまでも社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図るため、**社会保険未加入企業の社会性(W点)**における減点措置と、その厳格化を行ってきたところ。

<~H20>  
 ・雇用保険未加入  
 ・健康保険・厚生年金保険未加入  
 ・賞金不払件数(自己申告)  
 ⇒それぞれ15点ずつ減点(計45点)



<~H24>  
 ・雇用保険未加入  
 ・健康保険・厚生年金保険未加入  
 ⇒それぞれ30点ずつ減点(計60点)



<H24~現在>  
 ・雇用保険未加入  
 ・健康保険未加入  
 ・厚生年金保険未加入  
 ⇒それぞれ40点ずつ減点(計120点)

○ また、平成20年4月には、企業活動における法令遵守の状況を適切に反映できるように、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価をしている。

## 改正の概要

社会性等(W点)における点数の算出方法を、以下の通り見直す

現行制度上、「社会性等(W)の合計(右表のA)が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず(ボトムを撤廃し)、マイナス値であっても合計値のまま計算する

- ・社会保険未加入企業への減点措置を厳格化し、より一層の加入促進を図る
- ・法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われない環境を整備する

W点の評価項目	最高点(現行)	最低点(現行)	最低点(改正案)
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...	...	...	...
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...	...	...	...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...	...	...	...
W4: 法令遵守の状況	0	-30	-30
...	...	...	...
合計(A)	202	0	-210
W評点(A×10×190÷200)	1,919	0	-1,995

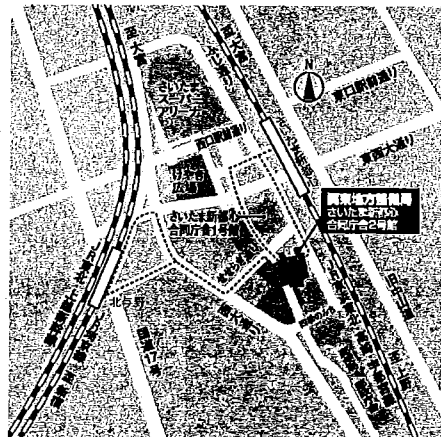
総合評定値(P) = 0.25X<sub>1</sub> + 0.15X<sub>2</sub> + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W 63

お問い合わせは.....



国土交通省 関東地方整備局  
 建政部 建設産業第一課

電話: 048-601-3151(代表)



国土交通省 関東地方整備局  
 建政部 建設産業第一課

〒330-9724  
 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
 さいたま新都心合同庁舎2号館  
 ●JR京浜東北線・高崎線宇都宮線  
 「さいたま新都心」駅から徒歩約5分  
 ●JR埼京線「北与野」駅から徒歩約7分

関東地方整備局

検索

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

関東地方整備局TOP→建設産業→建設業

内容	担当係
建設業の許可に関する事	建設業係
経営事項審査に関する事	調査指導係 (経審担当)
建設業法違反の指導に関する事	調査指導係
業種判断・技術者配置・施工体制台帳等に関する事	建設業技術係
事業協同組合の認可に関する事	経営支援係
中小・中堅建設業者の経営支援に関する事	経営支援係
建設工事の下請負契約に関する事	調査第一係
社会保険未加入対策に関する事	調査第二係
資力確保措置状況の届出に関する事	資力確保指導係

駆け込みホットライン 建設業法違反通報窓口

なくそう違反、あつたら通報!!



TEL. 0570-018-240

※平日の受付時間は、受付時間: 10:00~12:00, 13:30~17:00 (土日祝祭日 受付不可)

御清聴ありがとうございました。

法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましょう！

# 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順 (簡易版)

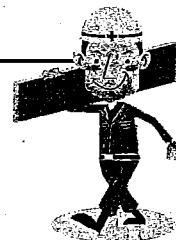
(平成28年度実施『法定福利費セミナー』教材より作成)

平成29年2月28日

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

## 目次

<b>はじめに</b>	「法定福利費を内訳明示した見積書」とは・・・・・・・・・・ P 1
<b>作成手順</b>	法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順・・・・・・・・ P 2
	0 見積書に記載する内訳を確認する・・・・・・・・ P 3
	1 工事ごとの労務費を算出する・・・・・・・・ P 3
	2 労務費をもとに法定福利費を算出する・・・・・・・・ P 5
	3 見積書に法定福利費を明示する・・・・・・・・ P 6
<b>参考</b>	1 工事ごとにかかる法定福利費の計算例・・・・・・・・ P 7
	2 よくある質問・・・・・・・・ P 8
	3 下請指導ガイドラインの関係する記述・・・・・・・・ P 8
<b>最後に</b>	もっと詳しい情報について・・・・・・・・ P 9





# 「法定福利費を内訳明示した見積書」とは

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の目的

- 現場作業員の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中で確保する必要があります。
- このため、見積書の中に法定福利費を明示し、元下間で必要な法定福利費の確保に繋がります。

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用

- 平成25年9月に、国土交通省・厚生労働省や建設業団体により構成される「社会保険未加入対策推進協議会」で申し合わせがされ、業界全体の取組として見積書の活用が開始されました。
- 国土交通省としても、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」などで、法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重を要求しています。

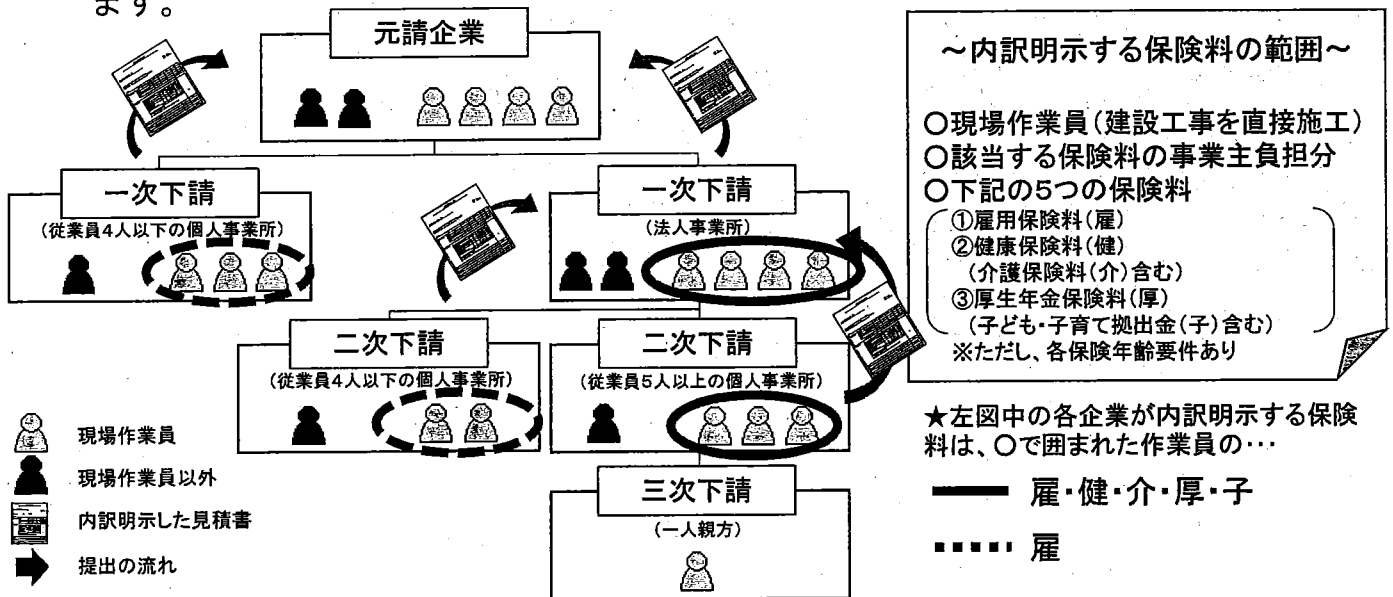
## 従来の見積書の違い

- 従来の取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。
- そこで、従来の総額による見積書ではなく、法定福利費を内訳明示して見積金額を計上することとしています。

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の作成

### 内訳明示する「法定福利費」とは

- 法定福利費とは、法律上の支払義務がある社会保険料の事業主負担分を指します。



### 工事ごとの労務費をもとに、必要な法定福利費を算出する

- 社会保険料は、保険に加入する労働者の賃金をもとに、支払わなければならない額が決まります。
- 工事ごとに現場作業員の労務費が発生するのとあわせ、工事ごとに法定福利費を算出します。

## 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

## 0 見積書に記載する内訳を確認する

見積書を構成する要素としては、主に材料費、労務費、一般管理費などがありますが、法定福利費の算出には「現場労務費」の算出が必要です

## 1 工事ごとの労務費を算出する

工事に係る労務費は、企業ごとの実態に応じた方法で算出します  
 純粹に労務費を積み上げて見積りをとっていない場合は、以下の方法があります

- ・数量ごとに歩掛かりで労務費の額を計算
- ・工事全体の標準的な労務費比率を用いて労務費の額を計算

## 2 労務費をもとに法定福利費を算出する

法定福利費を算出するには、労務費に、対象となる社会保険の法定保険料率を乗じることが必要です

## 3 見積書に法定福利費を明示する

見積書には、見積工事費総額だけでなく、法定福利費額を記載します

## 法定福利費を内訳明示した見積書の作成にあたって

## 基本 法定福利費の算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{① 労務費} \times \text{② 対象となる保険の料率}$$

(ポイント)

- ① 見積り段階での労務費の算出の方法
- (工事に必要な人工数等がわかる場合) 人工数を用いる ⇒P3
  - (工事価格に占める労務費の割合がわかる場合) 労務費比率を用いる ⇒P4
  - (労務費算出が困難) ⇒下記Tips(その他の算出方法)
- ② 法定保険料率の把握 ⇒P5

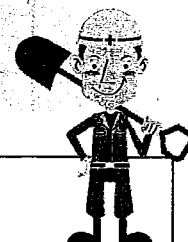
## Tips その他の算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合}$$

or

$$\text{法定福利費} = \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費}$$

- 自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合等をあらかじめ算出し、個別工事ごとの簡便な算出に用いる方法  
 →工事費の増減等が労務費と比例している工事について使用することが適当



## 0. 見積書に記載する内訳を確認する

材料費、労務費や経費（一般管理費等）などを、工事業種や各企業の実情に合わせて算出します。

見積りの内訳	
項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費 (法定福利費除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②) × 10%	65,000円
小計	715,000円

項目	数量	m単価	合計
材料費	200	1,000円	200,000円

① 材料費

② 労務費  
→ 詳しくは次項以降

③ 経費  
(材料費 200,000円 + 労務費 450,000円) × 10%

経費の%の判断基準は、

- 過去の実績に基づく経験値
- 各専門工事業団体毎に公表している標準見積書の%

など(下請)各社の妥当かつ適切なものによります。

ここでは、例として10%としているが、企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

## 1. 工事ごとの労務費を算出する

- 労務費総額は、企業ごとに工事内容等に応じた適切な方法で算出します。
- 例えば、以下のような方法が考えられます。

工事内容毎に必要な人工数がわかれば、人工数と平均的な賃金を用いて労務費を算出します。

工事の種類	所要人工数 (A)	平均日額 (B)	労務費 (A) × (B)
作業1	5	10,000円	50,000円
作業2	20	20,000円	400,000円
労務費総額			450,000円

### 歩掛りを用いて人工数を計算する方法

工事数量に標準的な歩掛りを用いて人工数を計算し、単価に応じて労務費を算出します。

工事数量 (A)	歩掛り (B)	所要人工数 (C) = (A) ÷ (B)	平均日額 (D)	労務費 (C) × (D)
200	8	25	18,000円	450,000円

自社で過去の実績値があり、工事の性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している場合などには平均的な労務費の比率を用いる方法も有効です。

### 平均的な労務費の比率を用いる方法

工事業種、各企業の実情に合わせて工事価格を見積もります。

工事名称	数量	工事価格 (A)
〇〇工事	一式	1,000,000円



工事価格に対し、工事業種や各企業の実情に合わせた、平均的な労務費比率を乗じて、労務費を算出します。

工事価格 (A)	平均的な労務費比率(※1) (B)	労務費 (A)×(B)
1,000,000円	25%	250,000円

ここでは、例として25%としているが、企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

(※1) 労務費比率は、各企業において過去の経験や実績などに応じて適正に算出するか、各専門工事業団体の作成する標準見積書の数値を使用する。  
業種や企業によって率は異なるものであり、労災保険料算定時に用いる労務費比率と必ずしも一致しない。

### (参考)

- 労務費を算出する方法については、各工事の実態に応じ、適した方法で行います。
- 各専門工事業団体で、業種の実態に応じた「標準見積書」を作成していますが、歩掛かりや労務費の比率を用いる方法を以下の団体で採用しています。作成にあたってご参照下さい。

以下に挙げる業種以外にも、それぞれの業種に応じて標準見積書を公表していますので、見積書の作成にあたってご参照下さい。

#### 歩掛りを用いる方法

塗装、マスチック、左官、鉄筋、造園、室内、保温保冷、躯体、型枠、ダクト、運動施設、解体、インテリア、在来工法住宅、フローリング、あと施工アンカー

#### 平均的な労務費の比率を用いる方法

管、空調衛生、左官、サッシ、カーテンウォール・防火開口部、電設、シャッター・ドア、板硝子、マンション計画修繕施工

※業種ごとの労務費の比率についても、各標準見積書をご覧下さい



(一社)日本冷暖空調設備工業連合会

### 各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。

→ 国土交通省HP: 「標準見積書」で検索

## 2. 労務費をもとに法定福利費を算出する

労務費総額に保険料率を乗じて、法定福利費を算出する。

法定保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	用いる料率(A) (%)	対象金額 (B)	法定福利費 (A)×(B)
雇用保険料	0.9%	同左	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	同左	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%	0.79%×53.5% (※2)	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	同左	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	同左	450,000円	900円
合計	15.961%	15.591%		70,170円

※この表にある法定保険料率は平成29年2月時点。健康保険料率は協会けんぽ(東京)を用いた。

(※1) 見積時に適用対象となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出する。ここではすべての労働者が適用対象としている。(わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とする。)

(※2) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、法定保険料率にその割合を掛け合わせる。あらかじめ対象人数がわかる場合は、その割合を使用することが望ましい。(例:10人中7人が40~64歳の場合は0.79%×7/10)  
この例では、見積時に具体的な対象者の人数がわかっていないため、協会けんぽの被保険者全体に占める40~64歳の割合(53.5%)を用いている。

### 法定保険料率の調べ方

○ 法定保険料率は、それぞれ当局のホームページでご確認下さい

雇用保険

→ 厚生労働省HP

「雇用保険 保険料率」で検索

健康保険&介護保険

→ 全国健康保険協会HP

「健康保険 保険料額表」で検索

厚生年金保険&  
子ども・子育て拠出金

→ 日本年金機構HP

「厚生年金 保険料額表」で検索

### 社会保険の適用関係

○ 事業所の形態や労働者数により、社会保険の適用は異なります。

○ 適用対象(内訳明示の対象)となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出します。(わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とします。)

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	-	役員等	-	協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険	協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

: 事業主負担あり

: 個人で加入(事業主負担なし)

※年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※国民健康保険組合は、保険料の事業主負担がある場合/ない場合がある。

3. 見積書に法定福利費を明示する (例)

具体的に労務費が算出できる場合

◇◇建設株式会社 殿

御見積書

見積金額 ￥847,983 ... (ア)+(イ)+(ウ)

項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費(法定福利費を除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②)×10%	65,000円
小計	715,000円 ... (ア)

【法定福利費 (事業主負担分)】

保険料の種類	保険料率 (事業主負担分)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料	0.9%	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%×53.5%	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	450,000円	900円
合計			70,170円 ... (イ)

【消費税】

法定福利費を含む

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金額
785,170円 ((ア)+(イ))	8%	62,813円 ... (ウ)

御見積書

△△建設株式会社 殿

見積金額 ￥1,122,120 ... (ア)+(イ)+(ウ)

労務費比率を用いた場合

【工事価格】

工事名称	数量	金額
〇〇工事	一式	1,000,000円 ... (ア)

法定福利費を含まない

【法定福利費 (事業主負担分)】

工事価格	平均的な 労務費比率	平均的な 保険料率 (事業主負担分)	法定福利費 (事業主負担分)
1,000,000円	25%	15.6%	39,000円 ... (イ)

保険料率の合計

法定福利費を含む

【消費税】

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金額
1,039,000円 ((ア)+(イ))	8%	83,120円 ... (ウ)

# 工事ごとにかかる法定福利費の計算例

- 法定福利費は、作業員の年齢やその他条件により異なります。イメージを掴んでいただくため、細かく計算した場合の例を示します。
- 実際の見積時にはここまで詳細な情報がわからない場合が多いと思われるため、P2～P6の作成手順を参考にしてください。

**問**

ある下請X社が仕事を請け負い、X社の労働者A～Eと下請Fで工事を行うこととなり、その工事に係る賃金等を以下のようにした場合に、X社が負担することになる法定福利費の額を計算する。

	人数	単価	合計	備考
A職長	6	20,000円	120,000円	42歳
B作業員	5	18,000円	90,000円	45歳
C作業員	5	17,000円	85,000円	30歳
D作業員	5	15,000円	75,000円	65歳
E作業員	4	15,000円	60,000円	47歳、建設国保*
F作業員			100,000円	一人親方

\* E作業員は、健康保険適用除外の承認を受けて、事業主負担のない建設国保（国民健康保険組合）に加入しているとする。

**Tips**

**Check Point**  
 ・作業員の年齢による保険料の有無  
 ・事業主負担の有無



**【国民健康保険組合について】**

従前から建設国保等の国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際や常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、年金事務所に必要な手続き（健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものとして扱われる。  
 ただし、雇用保険及び厚生年金保険への加入の義務は生ずる。

**計算例**

① 従事する作業員がわかっているため、保険毎に対象者を決定する

② ①で割り当てた対象者の労務費を合算し、保険毎の対象金額を決定する

③ 各保険料率に②で求めた金額を乗じて法定福利費を求める

保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	対象者 (職長、作業員)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料(※1)	0.9%	A、B、C、E	355,000円 (120,000+90,000+85,000+60,000)	3,195円
健康保険料(東京)	4.98%	A、B、C、D	370,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000)	18,426円
介護保険料(※2)	0.79%	A、B	210,000円 (120,000+90,000)	1,659円
厚生年金保険料	9.091%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	39,091円
子ども・子育て拠出金	0.2%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	860円
合計	-	-	-	63,231円

(※1) 雇用保険料は64歳以上の支払いが免除されるため、D作業員分は負担なし。

(4月1日時点で64歳以上の被保険者は保険料免除。ただし、加入義務は65歳以上も生ずる。)

(※2) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、C作業員分及びD作業員分は負担なし。

(※) E作業員は事業主負担のない建設国保に加入しているため、健康保険料・介護保険料について事業主負担なし。

(※) F作業員の一人親方は雇用ではなく請負の関係にあるため、全部の保険料について事業主負担なし。

## 参考2

### よくある質問

#### 【法定福利費を内訳明示した見積書について】

Q. 介護保険料はどのように計算するのか？

A. 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合（被保険者全体に占める40～64歳の者の割合）を用いる方法が考えられます。最新（H27年度）の数値は53.5%です。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

A. 内訳明示する法定福利費分は請負金額の内訳なので、消費税の対象となります。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成して下さい。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

Q. 適用除外となる労働者の法定福利費の扱いは？

A. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の適用とされない労働者については、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。（例えば、常用労働者が1～4人の個人事業所では、原則雇用保険の法定福利費のみ内訳明示します。）  
なお、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。その後、元請企業と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

## 参考3

### 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」 における法定福利費に関する記述（概要）

#### 元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

・標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかける（見積条件に明示）

#### 下請企業（再下請負の場合も同様）

・自らが負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出

#### 元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

・下請企業から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映する

・下請企業の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある



### 各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

- 法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。
- 業種の特性等に応じた見積書となっていますので、作成の際に参照下さい。

→ 国土交通省HP: 「標準見積書」で検索

### 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」詳細版(国交省)

- 国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。
- 業種等に関わらず、見積書の標準的な作成手順を示しています。

→ 国土交通省HP: 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

### 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

- 建設業における社会保険の加入についての建設企業の取組指針です。
- 「法定福利費を内訳明示した見積書」についても記載しております。(詳しくは前項「参考3」を参照。)

→ 国土交通省HP: 「社会保険 下請指導ガイドライン」で検索

### 社会保険労務士による「電話相談窓口」

- 社会保険労務士が、社会保険制度等について電話で専門的な相談に対応します。
- 全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会にご協力をいただき、無料の電話相談窓口を設置しています。

→ 国土交通省HP: 「社会保険労務士 相談窓口」で検索

○ 平成29年9月現在の各法定保険料率（長野）

	全 額	事業主負担分	本人負担分
健康保険料（※1）	9.76%	4.88%	4.88%
介護保険料（※2）	1.65%	0.825%	0.825%
子ども・子育て拠出金	0.23%	0.23%	（負担なし）
厚生年金保険料	18.300%	9.15%	9.15%
雇用保険料	1.2%	0.8%	0.4%
計	31.14%	15.885%	15.255%

※1 都道府県によって料率が変わります。表は協会けんぽの長野県の料率です。

※2 40歳以上65歳未満の方が対象となります。

※3 料率は都度変更されます。所管官庁のホームページで確認できます。

社会保険未加入対策における法定福利費について (配布資料一覧)

- 社会保険未加入対策に係る取組強化について (最近の動き) . . . . . 1  
  〈長野県作成資料〉
- 建設業における社会保険未加入対策の概要 . . . . . 2  
  〈国土交通省資料〉
- 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要 . . . . . 3  
  〈国土交通省資料〉
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要 . . . . . 4  
  〈国土交通省資料〉
- 標準請負契約約款の概要 . . . . . 6  
  〈国土交通省資料〉
- 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン . . . . . 10  
  〈国土交通省資料〉
- 進めよう適切な社会保険適用 . . . . . 11  
  〈全国建設労働組合総連合作成〉
- 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について . . . . . 12  
  〈国土交通省資料〉
- 法定福利費の確保に向けた長野県発注工事における対応について . . . . . 13  
  〈長野県作成資料〉

【別 冊】

- 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順 (簡易版)
- みんなで進める一人親方の保険加入

## 社会保険未加入対策に係る取組強化について（最近の動き）

年 月 日	通 知 の 件 名 ( 発 信 者 → 受 信 者 ) 内 容
H28. 7. 28	<p>社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について (国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長 ⇒ 長野県建設部長)</p> <p>○法定福利費の確保のためには法定福利費を内訳明示した見積書の提出の更なる徹底が不可欠であり、特に再下請負の場合の徹底が課題である。</p> <p>○法定福利費を内訳明示した見積書が、建設業法第20条第1項に規定する見積書に該当すること。</p> <p>○再下請負の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること。</p>
H29. 3. 29	<p>建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について (国土交通省土地・建設産業局建設業課長 ⇒ 長野県建設部長)</p> <p>○中小企業庁及び公正取引委員会が行った下請代金の支払手段についての通達の見直し等を踏まえ、一部改正が行われた。</p> <p>○建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）の違反となるおそれがある行為事例に、「<u>下請負人の見積書に明示された法定福利費等を、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない下請契約を締結した場合</u>」が加えられた。</p>
H29. 7. 25	<p>建設工事標準請負契約約款の実施について (中央建設業審議会会長 ⇒ 長野県知事)</p> <p>○官民を挙げて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図る観点から、「公共工事標準請負契約約款」「民間建設工事標準請負契約約款（甲）（乙）」「建設工事標準下請契約約款」が改正された。</p> <p>○公共工事からの社会保険等未加入建設業者の排除を図るため、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人又は下請契約の相手方としてはならない。（一定の要件のもとに、違約罰を課す。）</p>
H29. 8. 28	<p>建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて (総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長 ⇒ 長野県知事)</p> <p>○「働き方改革実行計画」において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。</p> <p>○受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針（手引き）として取りまとめた。</p> <p>○社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。</p>

## 中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築  
を実現する必要がある

これまでの主な取組

### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5～)  
・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)で構成
- ・実施後5年(H29年度)を目的に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を旨指すことを目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

### 2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7～)  
・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)  
・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導  
・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認  
・指導に従わず未加入の企業は保険担当部に通報

### 3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)  
・元請企業及び一次下請企業を社会保険加入企業に限定  
・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施  
・未加入業者の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請 (H28.6)

### 今後の取組み

- 社会保険の加入に向けた対策の強化 (H29.4以降)  
○ 保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化の検討  
○ 直轄工事における未加入企業の排除(二次下請以下の対策を検討)  
○ 建設業者等企業情報検索システムにおける未加入業者の「見える化」

### 4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)  
・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導  
・遅くとも平成29年度以降は、  
①未加入企業を下請企業に選定しない  
②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

### 5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)  
・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用  
・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始 (H25.9～)
- ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底 (H28.6～)

### 6. 相談体制の充実

- 相談体制の充実  
・各都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化 (H28.7～)

### ■ 周知、啓発の徹底

- 小規模業者を対象とした研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発
- 全国での説明会開催等を通じ、適切な保険加入等について周知の徹底

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(平成28年7月28日最終改訂)

## 元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

### ○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- ・ 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば指導する
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

### ○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

## 3 法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

## 下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

### ○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う
- ・ 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ

### ○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

### ○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならぬ法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

# 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

## I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防止、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

## II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示
2. 書面による契約締結
  - 2-1. 当初契約
  - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
  - 2-3. 工期変更に伴う変更契約
3. 不当に低い発注金額
4. 指値発注
5. 不当な使用資材等の購入強制
6. やり直し工事
7. 支払

### 8. 関係法令

- 8-1. 独占禁止法との関係  
(「優越的地位の濫用」に関する独占禁止法の考え方)と建設業法との関係)
- 8-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約)

※ガイドライン全文については、国土交通省ホームページに掲載

## III. 周知先

- ① 公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等)
- ② 主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等)
- ③ 建設業者団体、④ 地方整備局、都道府県の建設業許可部局

※平成23年8月29日付けで  
左の関係先に通知。

#### IV. 本ガイドラインの各項目のポイント

##### 7. 支払（建設業法第24条の5）

- (1) 請負代金の支払時の留意事項(発注者と受注者が合意した請負契約に基づく適正な支払、出来高払制度の活用など迅速かつ適正な支払等)
- (2) 目的物の引渡を受けた場合には、できるだけ速やかに支払を行うこと
- (3) 請負代金を手形で支払う場合には手形期間の長い手形を交付しないこと

##### 8. 関係法令

###### 8-1. 独占禁止法との関係

- (1) 不当に低い発注金額や不当な使用資材等の購入強制については、建設業法で禁止されているが、これらの行為は、独占禁止法第19条で禁止している「不公正な取引方法」の一類型である優越的な地位の濫用にも該当するおそれ
- (2) 公正取引委員会では、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」において、取引の対価の一方的決定、購入・利用強制、やり直しの要請、経済上の利益の提供の要請、減額、支払遅延などの考え方を示している。

###### 8-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)

- (1) 社会保険料や労働保険料は、受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきもの
- (2) 発注者及び受注者は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮する必要



標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

## 種類

### ① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約  
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

### ③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

### ② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

### ④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

# 下請企業を含めた社会保険加入企業への限定②（条文案）



国土交通省

## 選択肢①：二次以下を含めた全ての下請企業を、社会保険加入企業に限定

第七条の二 (A) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
- 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
- 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分にも該当する場合

- 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合  
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工場の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合  
ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出したとき
- 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合  
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工場の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合  
ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から〇日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

注 〇の部分には、たとえば、三十と記入する。

3 (a) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者に支払わなければならない。

- 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額
- 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

注 「十分の〇」の部分には、たとえば、一と記入する。「百分の〇」の部分には、たとえば、五と記入する。

(A) は全ての下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する場合には、第三項を削除する。  
違約罰を課す場合は、(a) 又は (b) を選択して使用し、課さない場合は、第三項を削除する。

## 選択肢②：一次下請を、社会保険加入企業に限定する規定

第七条の二 (B) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
- 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
- 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工場の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

注 〇の部分には、例えば一と記入する。

(B) は下請契約の相手方のみを社会保険等加入建設業者に限定する場合には、第三項を削除する。

# 下請企業を含めた社会保険加入企業への限定③

下請企業が社会保険未加入の場合

一次下請だけでなく、  
二次下請以降にも  
違約罰を課す

**第3項(a)を活用**  
※国交省直轄工事の契約書  
(H29.10～予定)

一次下請の場合に限り、  
違約罰を課す  
(※)二次下請以降には加入指導を実施

**第3項(b)を活用**  
※国交省直轄工事の契約書  
(H29.4～現在)

違約罰は課さない  
(※)いずれの下請にも加入指導を実施

**第3項を削除**

二次下請以降も含め  
加入企業に限定  
第7条の2(A)

下請企業が社会保険未加入の場合

違約罰を課す

**第3項を活用**  
※国交省直轄工事の契約書  
(H26.8～H29.3)

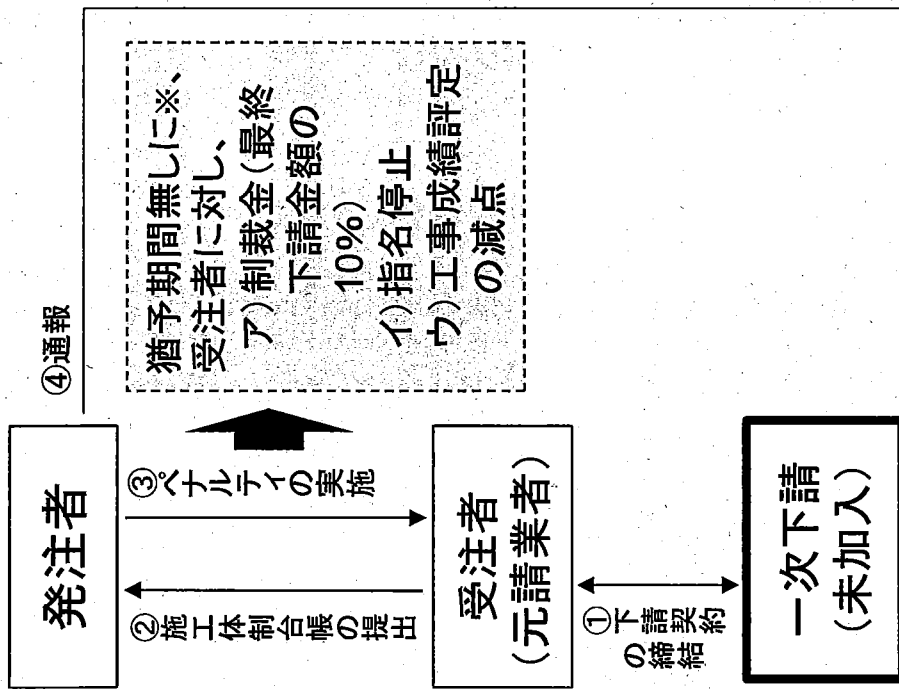
違約罰は課さない  
(※)一次下請に加入指導を実施

**第3項を削除**

一次下請のみ  
加入企業に限定  
第7条の2(B)

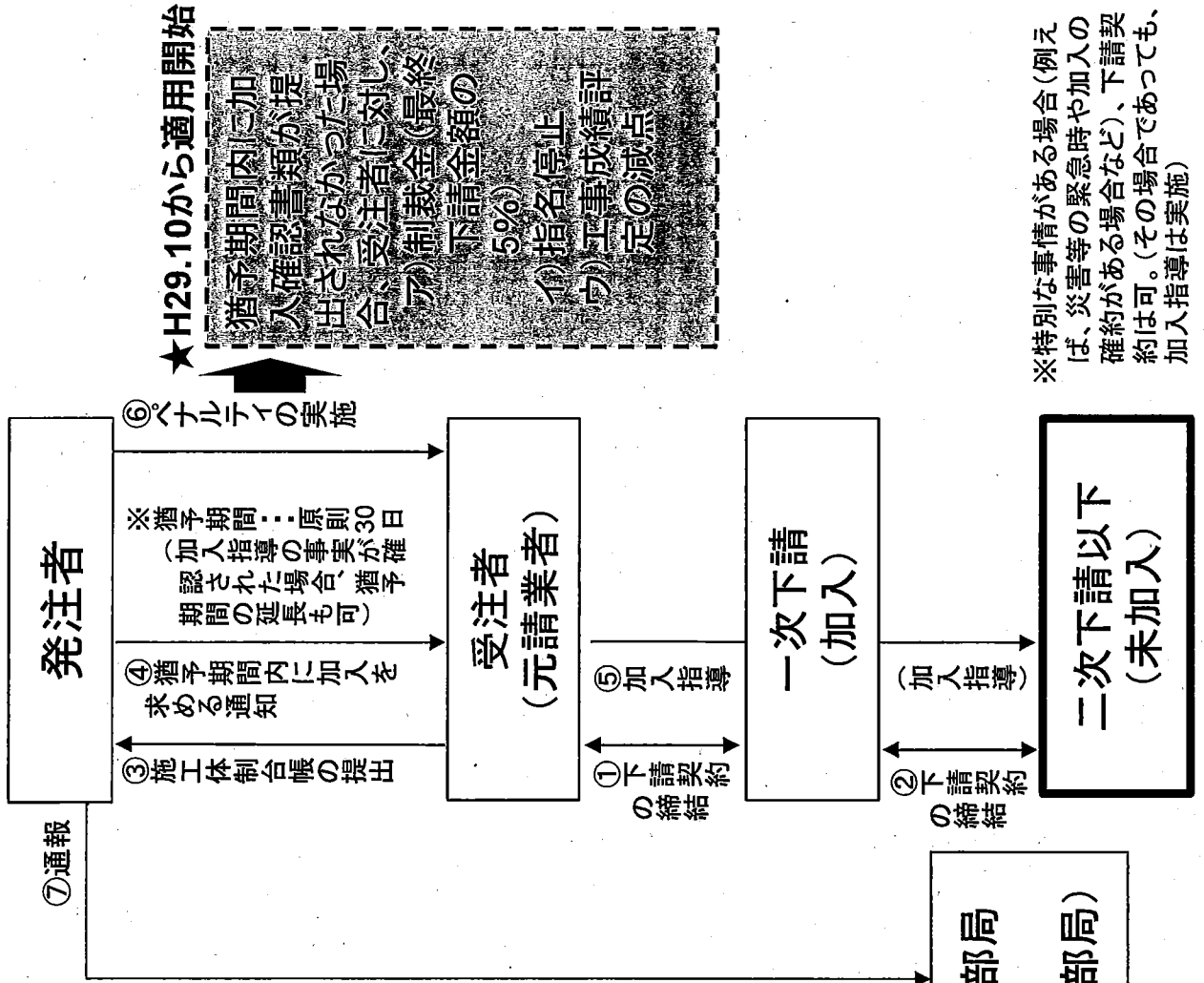
(参考)国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について  国土交通省

【一次下請が未加入】



※特別な事情がある場合、下請契約は可。(その場合であっても、発注者が指定する期間内に加入確認書類の提出が必要)

【二次下請以下が未加入】



※特別な事情がある場合(例えば、災害等の緊急時や加入の確約がある場合など)、下請契約は可。(その場合であっても、加入指導は実施)

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組みむべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

- (1) 請負契約の締結に係る基本原則
- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。
- (2) 受注者の役割
- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期での請負契約を締結。
  - 民間工事においては工期設定の考え方を受発注者が適切に共有。
- (3) 発注者の役割
- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。
- (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化
- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

- (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化
- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
    - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
    - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
    - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

### 4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮費などを請負代金に適切に反映。
  - 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
  - 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえ適切に工期を変更。
  - 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。
- (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保
- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。
- (3) 生産性向上
- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
  - 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。
- (4) 下請契約における取組
- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
  - 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
  - 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
  - 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。
- (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用
- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

# 進めよう適切な社会保険適用

## 広げよう適正・確実な法定福利費の支払い

人が育つ 明るい  
建設産業へ!

法定福利費相当額を一時的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果、請負金額が通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の規定に違反するおそれがあります。(2016.11.22 政府答弁書)

### 建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

※国交省資料より抜粋

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれかに加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協会けんぽ</li> <li>●健康保険組合</li> <li>●国民健康保険組合 (建設国保等) (適用除外承認を受けた場合*2)</li> </ul>	厚生年金
	-	役員等	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協会けんぽ</li> <li>●健康保険組合</li> <li>●国民健康保険組合 (建設国保等) (適用除外承認を受けた場合*2)</li> </ul>	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協会けんぽ</li> <li>●健康保険組合</li> <li>●国民健康保険組合 (建設国保等) (適用除外承認を受けた場合*2)</li> </ul>	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険</li> <li>●国民健康保険組合 (建設国保等)</li> </ul>	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険</li> <li>●国民健康保険組合 (建設国保等)</li> </ul>	国民年金

その加入、本当に適正?  
あなたに必要な保険をもう一度チェックしましょう

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

: 個人で加入するもの

\*1 週所定労働時間が20時間以上の要件に該当する場合は常用であるかを問わない。

\*2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン (国交省) は、法令上加入義務のある保険への加入を求めているものであり、加入義務のない保険に加入することまで求めているものではありません。(2017.4.3 国交省 土地・建設産業局建設市場整備課文書)



国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

建設業フォローアップ  
相談ダイヤル

TEL. 0570-004976

※ダイヤルの通話料は再発着の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00 土日祝祭日閉庁日を除く

全国建設労働組合総連合 (全建総連)

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2丁目7-15

TEL: 03-3200-6221 FAX: 03-3209-0538  
E-mail: chingjin@zenkensoren.org  
http://www.zenkensoren.org



## 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日  
国土交通省  
土地・建設産業局  
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

法定福利費の確保に向けた長野県発注工事における対応について

長野県建設部

長野県では、技能労働者が社会保険に適正に加入できるよう、国土交通省が講じた積算基準の改定に基づき、県発注工事の予定価格に法定福利費相当額を適切に反映させています。

国土交通省公表資料 抜粋

○ 現場管理費率式の見直し

平成24年4月から、本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主負担分)の額が、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施されました。

国土交通省 土木工事標準積算基準書	現場管理費に占める 法定福利費の割合		予定価格 への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

○ 公共工事設計労務単価への反映

平成25年3月に改定して反映。全国(全職種単純平均値)；前年度比+15.1%

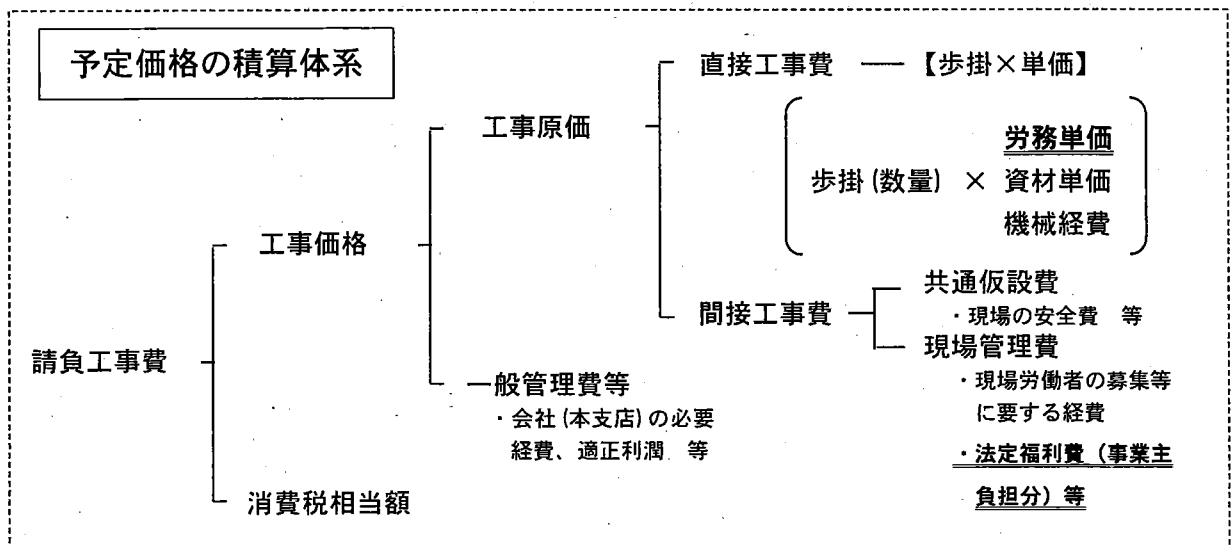
①技能労働者の減少に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映

②社会保険への加入徹底の観点から、個人分の必要な法定福利費相当額を反映

※ 近年の公共工事設計労務単価の伸び率(注：伸び率は単純平均値)

H25                  H26                  H27                  H28                  H29  
 全 国 +15.1% → +7.1% → +4.2% → +4.9% → +3.4%

平成24年度比；+39.3%





【一人親方向け】

# みんなが進める 一人親方の保険加入

## 社会保険加入にあたっての 判断事例集

- ◆働き方に応じた一人親方の保険加入・・・ P1
- ◆働き方の自己診断チェック・・・ P3
- ◆労働者性をめぐる裁判事例等・・・ P5
- ◆建設労働者が加入すべき社会保険等  
の判断事例集・・・ P9

平成25年3月

 国土交通省

## 働き方に応じた一人親方の保険加入

一人親方として建設現場で働く皆さん。

病気やけが、退職といった問題に対応するため、全国民が加入する社会保険制度が設けられています。これに加入することは国民としての権利でもあり、義務でもあります。

皆さんもその働き方に応じて決められた社会保険等に加入することが法令により義務づけられています。

一人親方は業務委託や個人請負で現場に入っているから会社で保険に加入する必要はないと思われるかもしれませんが。

しかし実際には仕事の指示や指揮監督を受けているといったことで労働者に当たると判断され、会社で保険加入するべき場合があります。

現場で働く一人親方の皆さんの働き方が、事業者としての働き方なのか、労働者としての働き方なのか、以下の事例やチェックシートを活用して考えてみましょう。



以下の事例は「労働者」に近い働き方です。

電気工(Aさん)の例

- 電気工事会社にほぼ専属
- 会社の就業規則に従う
- 会社と年間雇用契約(1日単価の常用)
- 屋号はあるが使用しない
- 自分の仕事が終われば所属会社の他の仕事も行う
- 自分の都合が悪いときは会社が代替りの者を探して仕事をさせ、報酬も代替りの者が受け取る

型枠大工(Bさん)の例

- 現場には一次会社の社員として入り、新規入場者教育も社員として受ける
- ケガをした時は元請の労災保険が適用された
- 賃金は一日当たりの単価
- 頼まれたら型枠置場の整理なども行うが一日単価なので追加作業は無報酬
- 通常の工具類は自分持ちだが、型枠・高額な工具類は会社が支給

左官工(Cさん)の例

- 勤めている会社の方針で一人親方になった
- 厚生年金や健康保険が無くなっただけで社員時代と仕事は同じ
- 契約は雇い入れ通知書
- 数人で行う仕事のメンバーは会社が決める

(平成24年度 国土交通省調査)

チェック

次のページで  
ご自身の働き方を確認しましょう。

# 働き方の自己診断チェック①

Q. あなたの働き方はどちらに近いですか？  
以下の項目のいずれかに○を付けてください。

仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、  
自分の判断で断る自由はありますか？

( )	自分に断る自由は ない	( )	自分に断る自由が ある
-----	----------------	-----	----------------

仕事が早く終わった時などに仕事先から予定  
外の仕事を求められた場合に断る自由はあ  
りますか？

( )	自分に断る自由は ない	( )	自分に断る自由が ある
-----	----------------	-----	----------------

仕事先の会社の就業規則など服務規律の適  
用を受けていますか？

( )	受けている	( )	受けていない
-----	-------	-----	--------

仕事先から仕事の就業時間(始業・終業)を  
決められていますか？

( )	仕事先から決めら れている	( )	自分で決められる
-----	------------------	-----	----------

当日の仕事が早く終わった時に自分の判断  
で仕事を終えることはできますか？

( )	仕事を終えてよい かは、仕事先の方 解が必要である	( )	自分の判断で仕事 を終えることができ る
-----	---------------------------------	-----	----------------------------

仕事が早く終わった時に、自分で見つけた他  
の現場の仕事をすることができますか？

( )	別の現場での仕事 を行うことは許され ない	( )	別の現場での仕事 を行うこともできる
-----	-----------------------------	-----	-----------------------

仕事先からの工程調整上の指示や事故防止  
のための指示を除き、日々の仕事の内容や  
方法はどのように決めていますか？

( )	毎日、細かな指示、 具体的な指示を受 けて働く	( )	毎日の仕事量や配 分、進め方は自分 の裁量で判断して いる
-----	-------------------------------	-----	--

あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代  
わりの者に行わせる場合はどのようにしてい  
ますか？

( )	会社が代替りの者 を探す	( )	自分の判断で代わ りの者を探す
-----	-----------------	-----	--------------------

※「仕事先」とは、工事を発注してくれた会社を指します。

## 働き方の自己診断チェック②

あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は、仕事先から誰が受け取りますか？

( )	代わりをした者	( )	自分
-----	---------	-----	----

あなたの通常のミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか？

( )	仕事を依頼した会社が負担する	( )	自分が負担する
-----	----------------	-----	---------

あなたが仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか？

( )	仕事を依頼した会社が提供する	( )	必要な機械・器具は自分で持ち込む
-----	----------------	-----	------------------

あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか？

( )	仕事を依頼した会社が提供する	( )	すべて自分で調達する
-----	----------------	-----	------------

あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？

( )	一日当たりの単価など働いた時間による	( )	工事の出来高見合い
-----	--------------------	-----	-----------

右に○が多い場合は事業者性が強く、左側に○が多い場合は一人親方ではなく雇用されるべき労働者として判断される場合があります。  
(P5～P8の事例をご参照下さい。)

**チェック**

皆さまが加入すべき社会保険等の種類を確認しましょう。(9ページ目へ)

## 一人親方の労働者性が認められなかった事例①

### ケース1 工務店の工事に従事する大工

自分の判断で工事に関する具体的な工法や作業手順を選択できた

事前に連絡すれば、仕事を休んだり、所定の時刻より後に作業を開始したり所定の時刻前に作業を切り上げたりすることも自由であった

他の工務店等の仕事をすることを禁じられていなかった

報酬の取決めは、完全な出来高払の方式が中心とされていた

一般的に必要な大工道具一式を自ら所有し現場に持ち込んで使用していた

作業場を持たずに1人で工務店の大工仕事に従事する形態で稼働していた大工が労働基準法及び労働者災害補償保険法上の労働者に当たらないとされた事例  
(平成19年6月28日 最高裁第一小法廷)

### ケース2 アンカー職人である一人親方

会社からの仕事を受けるか否かの自由、一定の期間や日時の仕事を断る自由、仕事の依頼や業務に従事すべき旨の指示に対する諾否の自由があった

作業の段取り、手順等は各職人がその知識・技術に基づいて決めていた

報酬は基本的には出来高に対するもので、多い時で1か月86万円以上となったことがあり、従業員として従事した場合に比べてはるかに高額である

工具一式や自動車を所有し、経費も負担していた

確定申告を行い、労災保険は一人親方として特別加入していた

アンカー工事に従事するいわゆる一人親方が雇用保険法上の「労働者」には当たらないとされ、雇用保険被保険者確認請求を却下した職安所長の処分が適法と判示した事例  
(平成16年7月15日 東京地裁)

## 一人親方の労働者性が認められなかった事例②

### ケース3 手間請け従業者である大工

具体的な仕事を承諾するかどうかは、諸条件を交渉して決定していた

会社から立面図と平面図が渡されるが、具体的作業方法は特段指示されない

勤務時間の定めは全くなく、出勤簿もなかった

他の大工に手伝ってもらうことができ、その報酬は本人が支払っていた

報酬は坪単価方式によって決定され、毎月工事の進行状況に応じ支払われた

4、5か月会社の仕事をしなかったことがあり、工期に遅れない限り他社の仕事をすることも許されていた

手間請け従業者であるいわゆる一人親方の大工が、工事現場で作業中に負傷し、労働災害保険法に基づく療養補償給付等を請求したところ、労働災害保険法上の「労働者」とは認められないと判示した事例  
(平成10年3月30日 浦和地裁)

### ケース4 グループで仕事を引き受けていた板金工

板金工は、5名の同業の職人とグループで仕事を引き受けていた。構成員相互間には使用従属関係はなく、仕事を引き受けるか否かについても、全員が相談の上決定していた。

常に特定の会社の仕事に従事しなければならないとの拘束はなく、グループのうち数名の者が他の仕事に従事することも自由であった

仕事の報酬については、グループ全体で完了した出来高に応じて支払われた

必要な資材は会社から支給されたが、工事は、グループで購入した道具類及び個人で所有している道具類を使用してなされた

負傷を負った板金工の労働災害保険法に基づく療養補償給付請求に対し、労働災害保険法上の「労働者」とは認められないと判示した事例  
(昭和57年1月21日 高松地裁)

## 一人親方の労働者性が認められた事例①

### ケース1 水道の修理業務(下請専属契約)

入社以後、給排水配管等の修理工事に専属的に従事していた

会社は1か月前に勤務表を作成・提示し、勤務時間を指示していた

勤務開始時間に会社は無線で連絡、指示に従い仕事先に直行し、仕事が終了すると無線で報告、会社から次の指示を受けていた

作業に使用する道具類・車両は会社の所有物であり、貸与を受けていた

作業材料は会社が契約している材料店で仕入れ、材料費は会社が支払っていた

下請専属契約の名で水道の修理業務に従事している者について、労働基準法上の労働者性を認めた事例  
(平成7年7月17日 東京地裁)

### ケース2 大工業務(労務提供の契約)

就業期間中に他社の仕事をしたことはない

大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など他の仕事にも従事を求められた

勤務時間の指定はないが、朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束され、それ以降の作業には残業手当が支給された

現場監督からの報告・指示によって、会社から指揮監督を受けていた

大工道具は本人の所有物だが、必要な資材等の調達は会社の負担であった

会社から解雇予告期間を置かず解雇の意思表示を受けた大工について、その契約が実質的な使用従属関係に基づく労働契約であると認め、解雇予告手当の支払い義務があるとされた事例  
(平成6年2月25日 東京地裁)



## 一人親方の労働者性が認められた事例②

### ケース3

#### スレート工（雇用契約も専属契約もなし）

雇用契約ないし専属契約は結ばれていない  
労働時間の拘束はない

会社は自社専属のスレート工として処遇し、専属支配下においていた

作業の遂行に当たり会社から具体的な指揮監督を受けていた

出来高払制の報酬を受けていたが実質は労務の対償として支払われていた

雇用契約が存在せず、労働時間の拘束もなく、出来高払制による報酬を受けていた者が、使用従属関係の実態が存在したものと見て労働安全衛生法上の労働者と認められた事例（昭和56年8月11日、東京高裁）

### ケース4

#### 雇用契約のない職人

会社と職人は雇用契約書を取り交わさず、就業規則等の定めもないが、各職人の日給額等は各人の経験能力等に応じて会社が判断の上決定していた

報酬は会社が作成した出面帳により日々の稼働状況を把握し、各月の労働日数等を賃金台帳に収録し日給等の支払基準により計算している

会社の指揮監督を受け、会社から材料、用具等の供与を受けている

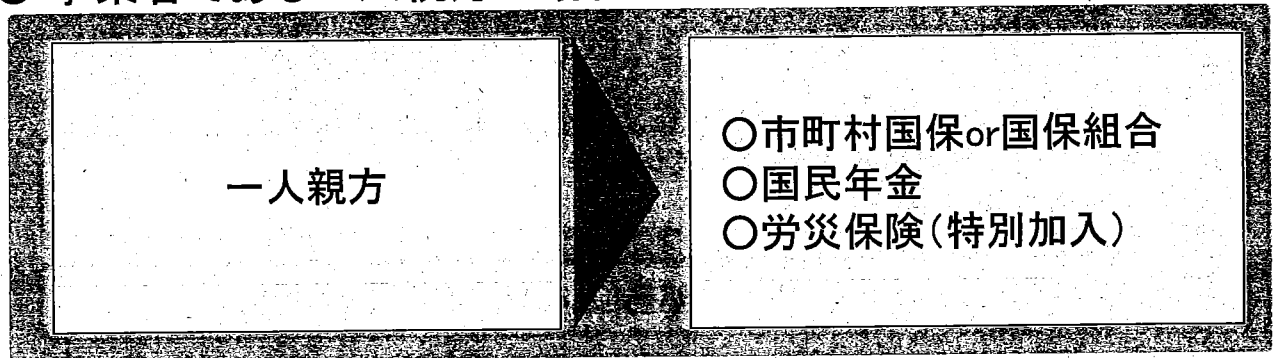
会社が仕事の結果について一切の責に任じている

職人に対し支払った報酬は外注費ではなく給与に該当するとして裁決

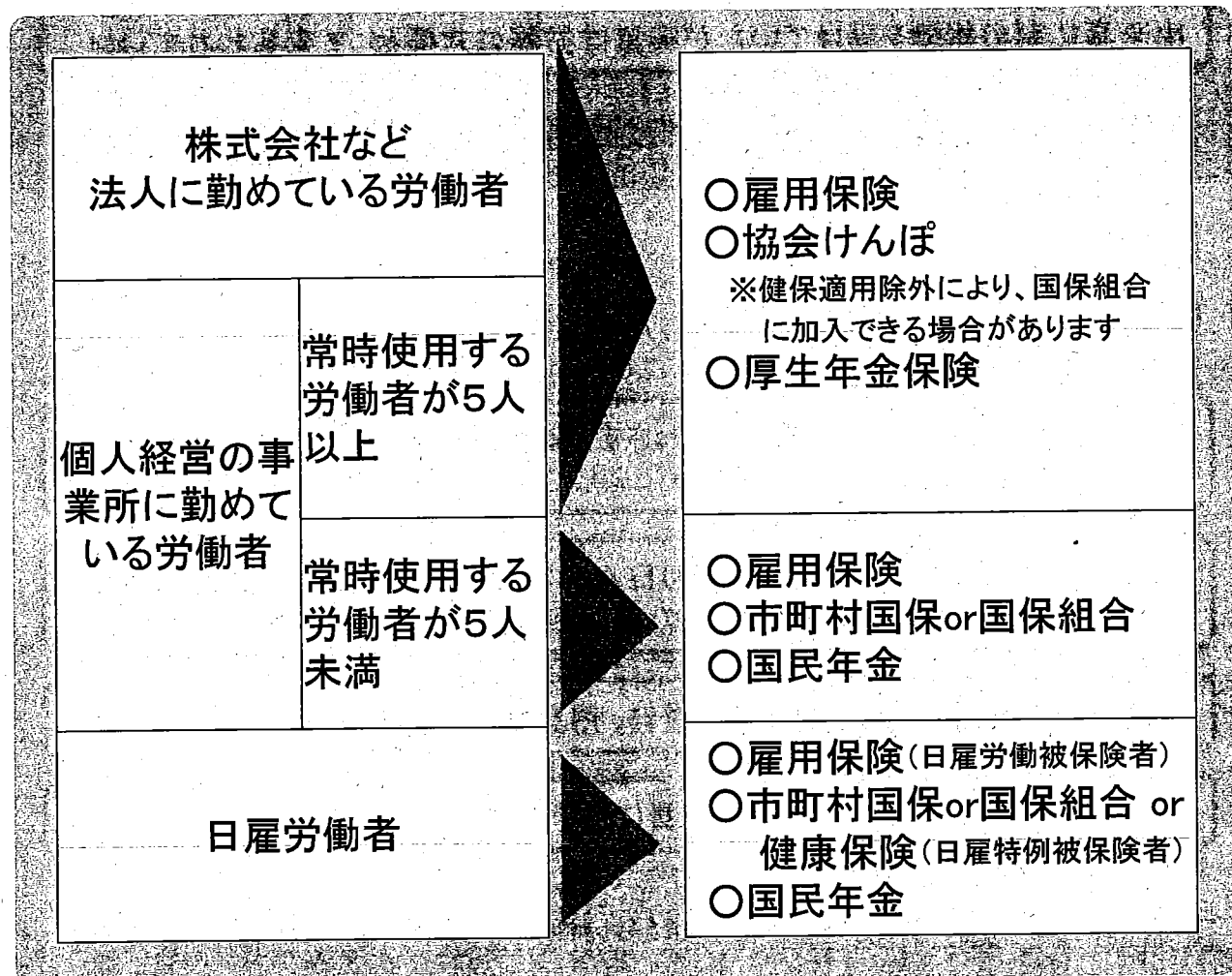
（昭和58年3月23日、国税不服審判所）

# 建設労働者が加入すべき社会保険等

## ● 事業者である一人親方の場合・・・



## ● 労働者の場合・・・



## 社会保険等へ加入するメリット

社会保険等へ加入していると本人や家族の生活が守られます。

◆【医療保障】

怪我や病気になったとき、安い費用で医療を受けられます。

◆【老齢年金】

高齢になり働けなくなっても生涯一定の収入が得られます。

◆【障害年金・遺族年金】

万一障害を負ったりご本人が亡くなってもご本人や遺族は一定の収入が得られます。

## 加入すべき社会保険等の種類が判明したら

社会保険等への加入手続きは、

- 労働保険 : 労働基準監督署及び公共職業安定所
- 社会保険 : 年金事務所

で行っておりますので、ご不明な点をご相談ください。

お近くの労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は、以下のホームページで確認できます。

○労働基準監督署

→ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

○公共職業安定所

→ <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

○年金事務所

→ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

## 建設企業の皆さまへ

- 社会保険未加入の場合には、許可行政庁から、建設業の許可・更新時、経営事項審査(経審)時、事業所への立ち入り検査時に加入指導を受けます。なおも未加入の場合には、保険担当部局に通報され、強制加入措置を受けることがあります。状況によっては許可行政庁から監督処分を受けることがあります。
- 下請企業は、元請企業による協力会社の審査時や下請契約時などに加入状況を確認され、未加入の場合、加入指導を受けます。
- また、業務委託や個人請負の形式をとった一人親方であっても、働かせ方によっては労働者に当たると判断され、会社で保険加入させるべき場合があります。
- 会社の保険料の負担を軽くするために、社員として雇用していた技能労働者を一人親方として独立させ、会社との請負の形にすることは請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法(昭和22年法律第141号)等の労働関係法令に抵触するおそれがあることに留意する必要があります。  
(「社会保険に関する下請指導ガイドライン」より抜粋)
- 実態が労働者であることが判明したときには、労働者として社会保険関係法令が適用され、保険料の追納もあり得るとともに、労働関係法令に基づく処分を受けることがあります。

◆下請指導の詳細は「社会保険に関する下請指導ガイドライン」をご参照下さい。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/000216921.pdf>

◆建設業法違反に関する通報窓口

国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL : 0570-018-240 (全国共通)

受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX : 0570-018-241

E-mail: [kakekomi-hl@mlit.go.jp](mailto:kakekomi-hl@mlit.go.jp)

# 長野県建設業協会における 長野県契約条例の取組について

県が締結する契約について、基本理念が定められその方針に従い、地域の安全・安心を支える事業者や担い手の育成、また労働賃金の適正な支払いなどの労働環境整備・環境配慮や、平成27年7月より新設した「女性部会」が男女共同参画社会の推進へ積極的に参加している。

当協会では現在三つの委員会・二つの部会がそれぞれの役割を担当しこの取組を実施してきた事業を紹介させていただきます。

## 1. 地域の安全・安心を支える事業者や担い手の育成について。

### 1) 担い手の育成（総務委員会）

- ① 当協会の助成事業として長野県下の専門工業科高校及び総合学科高校・農業高校で土木系授業を実施している高校を訪問し在学中に資格取得が可能な2級土木施工管理技士・2級建築施工管理技士の学科試験講習会を進めてまいりました。

その結果4年前から3日間夏季休暇等を利用し県下3会場にて試験準備講習会を実施してきました。

受験者を送り出す学校の取組も年々変化してきて、授業カリキュラムに不足している講習を授業で取り組む学校、放課後を利用して補修講習を行う学校等教育者にも良い影響が生まれてきております。

ここで学科試験を取得した生徒はほとんど地元への就職を希望していただき、受け入れ側企業も喜んで受け入れて頂ける環境が整いつつあります、今後も継続事業として取り組んでゆきます。

- ② 専門工業高校の生徒に長野県発注工事の中で体験できる工事を通じての魅力を理解する取り組み。

昨年より長野県建設部と連携し開始した取り組みで、実際に高校生が現場にでて自分たちの手でもの造に参加することで建設業の魅力を理解し、将来の担い手を育成する事業です、今年度から各地域で同意頂いた高校がさらに増加して取り組むこととなります。

### ③ 担い手の働き方改革推進

週休2日制の推進について長野県建設部と連携し、会員企業からもアンケートを実施、週休2日制についての意見取りまとめを図る。

現在試行として発注工事に週休2日制度実施現場として明記し促進を図る試みが実施されている。

当協会としては長野県建設部長が藏谷会長に提言したプレミアムサタデー実施日を毎月第二土曜日に全現場休止する取り組みを実施しています。

この結果を毎月集計し地域を支える建設業検討会議へ提出、結果から浮かび上がる問題点を捉え、さらなる改善に進むよう

## 2) 地域の安全安心を守る取組・(建設政策委員会)

### ① 日常の道路維持修繕体制について

県民のライフラインとして整備された道路・河川等のインフラ災害時に機能出来る為にはその地域には、その地域を守り維持出来る一定の事業者が存在しなければならぬ。

そこで平成22年度より試行で進めてきた道路維持修繕工事の民間委託を地域ごとの範囲に絞りその地域に定住している事業者がJVを組み日常の維持補修及び初期の災害時対応を行う制度を県側と協議を重ね平成26年度に長野県下全域で実施される運びとなりました。

現在長野県全域で96工区の区割りが見られ速やかな対応が出来、業務を遂行するJVには大小の事業者が居る為、小さな事業者もこの制度で技術が向上し地域の為に役立つ事業者へと意識向上を図ることが出来る事となりました。

全国でもこの取組が全県で実施されているのは長野県のみであります。

またこの取組に対し強化では独自の緊急連絡体制を備え、県側と連携し「道路・河川等情報管理システム」の運用に努めております。

全県下15支部が県現地機関と毎年このシステム運用講習会を行い緊急時の速やかな連絡体制構築を行っております。

### ② 豪雪対応オペレーター育成事業

平成26年の豪雪災害を教訓として豪雪地帯でない地域では大型の除雪機械を運転するオペレーターが不足している現状が浮かび上がりました。

機械を貸与してもその大型機械運転経験が無い免許取得者が多くまたその技術を伝承してゆく体制が出来ていないことがわかりました。

長野県建設部に後援して頂き冬季閉鎖してある国道299号標高2,000mの表草峠にて県職員・当協会の熟練オペレーターが指導者となり全県下より90名程参加をつのり今年も3回目の講習会を実施しました。

受講した事業者は自社の技能向上を図れるとともに、地域への指導も行えますので地域の後継者に技術伝承が出来ることが可能です。

### 3) 労働環境整備・環境配慮について（建設技術委員会・）

- ① 現場技術者の労働環境改善の取組として、建設技術委員会では長野県建設部技術管理室と平成24年1月から「書類の簡素化」を本格的に取組、平成28年4月より新しい運用基準・現場必携の運用を開始しました、またその検証を本年度より取り組んで参ります。
- ② 検査体制についてアンケートを通じて改善を図る  
現状の検査体系につき長野県建設部と連携しアンケート調査を実施  
その中から現場責任者の意見を通じ現状の問題点を把握し改善に向けた取り組みを実施。
- ③ 工事失敗事例集の取りまとめ  
現場施工での失敗事例を取りまとめ、若手が現場を進めるにあたり参考にして同様の失敗が起きないような取組を実施。

### 4) 青年部会の活動報告

- ① 協会青年部会では（50歳以下の若手経営者）が中心となり、各支部における働く技術者、技能者が抱えた様々な意見を取りまとめ、長野県建設部長を中心とした技術管理室のみなさんと忌憚ない意見交換を行い一つ一つ働きやすい環境への提言及び意見交換会を行っている  
また知事からの依頼をうけた提言事項につき意見集約を行い「しあわせ信州創造プラン」として本年度100ページに渡る冊子を配布。  
県建設部長、両技監より高評価を頂く。
- ② 若年者雇用対策事業として青年部会では今年の1月に冊子「L I F E」創刊号を作成、各都道府県の建設業PR誌は若者がページを開いてみる気がしない冊子

が多い、青年部会では自分たちの手で若者に興味を持って頂ける冊子作成を行う。

③ 新たに青年部会のHPを作成（協会HPに掲載）

長建ヤングマンを企画掲載する、若者のインタビュー・工事の実施動画・高校生の現場見学等建設業に入職希望する若年者や現在従事している現場関係者の力になるような内容掲載。

## 5) 女性部会の活動報告

① 男女共同参画事業への取組（女性部会）

長野県が企画して各地で行われる男女共同参画事業に必ず参加依頼が来て欠かさず参加し自分たちの経験を通じ女性が職場で働く改善点等を提言している。

② 女性部会HPの立ち上げ

建設現場で働く女性たちの声を各支部持ち回りでインタビューを行いHPに掲載、この記事でこんなにたくさんの女性が各地で活躍していることを知ることが出来る。

「サイボウズLIBU」を通じ会員同士が記事の批評や感銘を受けた内容等を協会のだれでも共有できる仕組みがより連帯感を生みコミュニケーションが図られる。

③ 女性だけの現場見学会実施

勉強となる現場を先行し長野県各地から建設業に携わる女性社員が一堂に集合する現場見学会を実施。

技術者は基より事務職の社員も参加出来る見学会は今年も大盛況で61名の参加を頂き魅力を感じて頂く機会を作ることが出来ました。

まだまだ協会として取り組んでいる事業は数多くありますが、個々の会社では実現できない改善も協会活動を通じ、必要なアンケート調査、資料を用意し、県側との意見交換には具体的な内容を明示しております。

当協会の会長は知事との対談において発注者・受注者という垣根を低くし共によりよい環境作りを目指しておりますので皆さんにもご理解いただき協会活動に御助力頂きます様お願いし私の報告とさせていただきます。